# 令和元年度 第1回 宮川外大規模氾濫減災協議会 議事次第

日時:令和元年6月19日(水)10:00~

場所:三重県 伊勢庁舎 4F 401会議室

- 1. 開会
- 2. 挨拶
- 3. 議事
  - 1) 平成30年7月豪雨を受けて
  - 2) 減災に係る取組方針の見直しについて
    - 規約改正
    - 国・県の取組方針の統合
  - 3) 減災に係る取組方針に対する各機関の取組事例
  - 4) 今後の取組について
  - 5) 意見交換
- 4. 閉会

## (配付資料)

議事次第・出席者名簿・配席図

資料1 平成30年7月豪雨を受けて

資料2 緊急行動計画の改定を受けた取組方針の見直し

資料3 宮川外大規模氾濫減災協議会 規約(案)

資料4 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

宮川外河川の減災に係る取組方針(案)

資料5 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

各水系の減災に係る取組方針に対する各機関の取組事例

資料6 今後の取組について

参考資料1 概ね5年間の取組内容

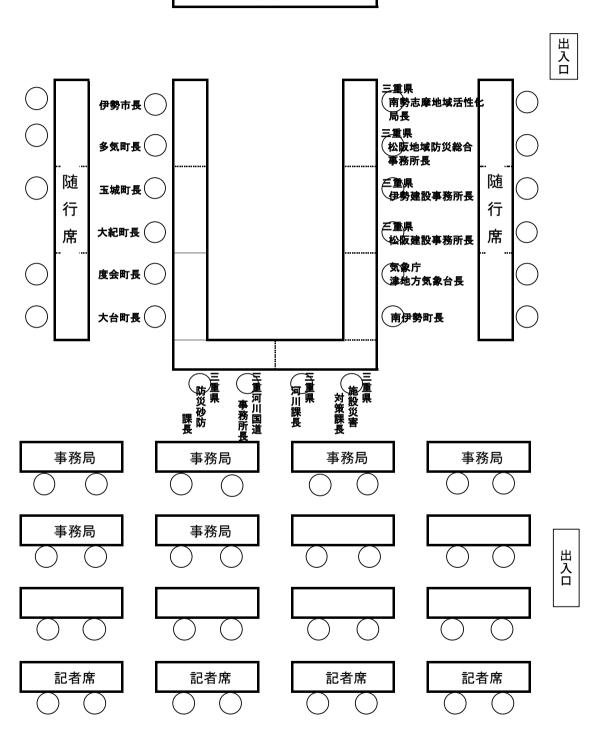
# 令和元年度 第1回 宮川外大規模氾濫減災協議会 出席者名簿

所属	役職名	氏 名
伊勢市	市長	鈴木 健一
多気町	町長	久保 行央 (代理:係長 河村 元喜)
玉城町	町長	辻村 修一
大 紀 町	町長	谷口 友見 (代理:課長 小倉 秀康)
度会町	町長	中村 順一 (代理:副町長 藤田 心作)
大 台 町	町長	大森 正信
南伊勢町	町長	小山 巧 (代理:係長 東 慶人)
三 重 県 松阪建設事務所	所長	佐竹 元宏
三 重 県 伊勢建設事務所	所長	梅川 幸彦
三 重 県 松阪地域防災総合事務所	所長	原田 孝夫
三 重 県 南勢志摩地域活性化局	局長	奥山 孝人
三 重 県 県土整備部 施設災害対策課	課長	長瀬 功起
三 重 県 県土整備部 河川課	課長	岩崎 彰 (代理:課長補佐 角田 保)
三 重 県 県土整備部 防災砂防課	課長	大江 浩
気 象 庁 津地方気象台	台長	黒川 美光
国土交通省 三重河川国道事務所	所長	秋葉 雅章

# 令和元年度 第1回 宮川外大規模氾濫減災協議会 配席図(案)

日時: 令和元年6月19日(水) 10:00~ 場所: 三重県 伊勢庁舎 4F 401会議室

## スクリーン

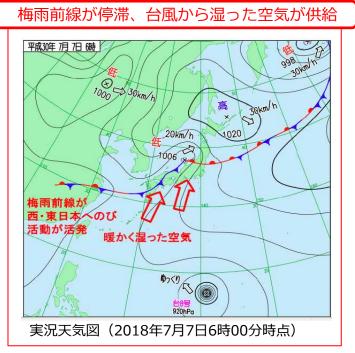


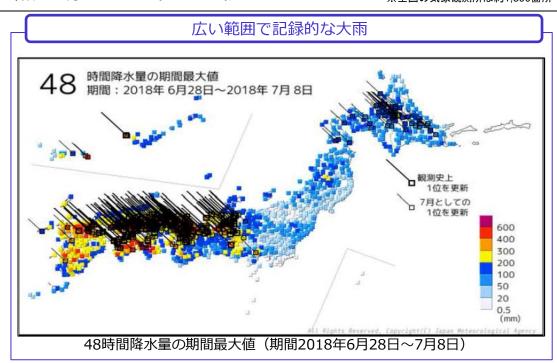
# 平成30年7月豪雨を受けて

# 令和元年 6月19日

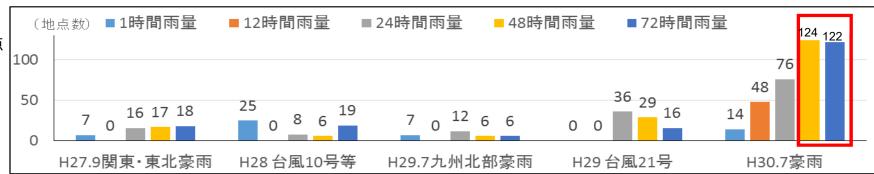
宮川外大規模氾濫減災協議会

- 梅雨前線等の影響によって、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、7月の平年の月 降水量の4倍となる大雨を記録したところがあった。
- 特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上1位を更新し、24時間降水量は76地点、48時間降水量は124地点、72時間降雨量は122地点で観測史上1位を更新した。 ※全国の気象観測所は約1,300箇所





■観測史上1位を 更新した観測地点



- 西日本を中心に広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- 死者224名、行方不明者8名、全半壊等21,460棟、浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は 985,555世帯・2,304,296名に上った。 ※2
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。※3

※1:消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」(平成30年11月6日)

※2:内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年7月8日6時00分現在)」

※3:内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年10月9日17時00分現在)」

#### ■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



### ■各地で土砂災害が発生

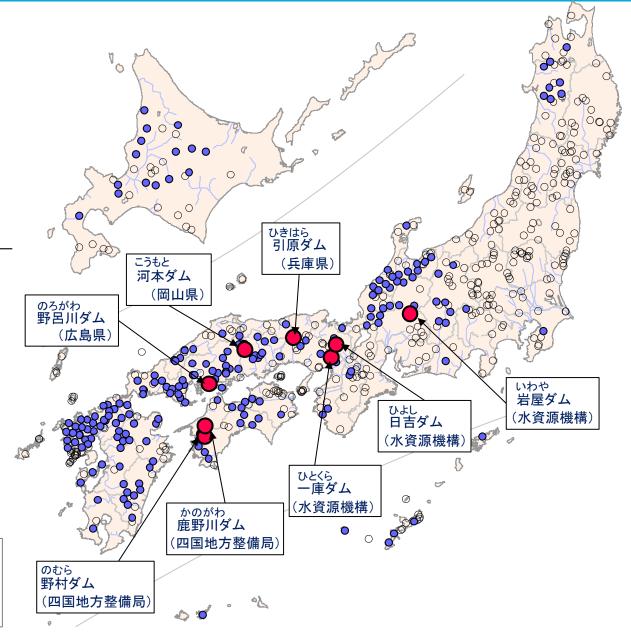






# 平成30年7月豪雨 国土交通省所管ダムの防災操作(洪水調節)の状況

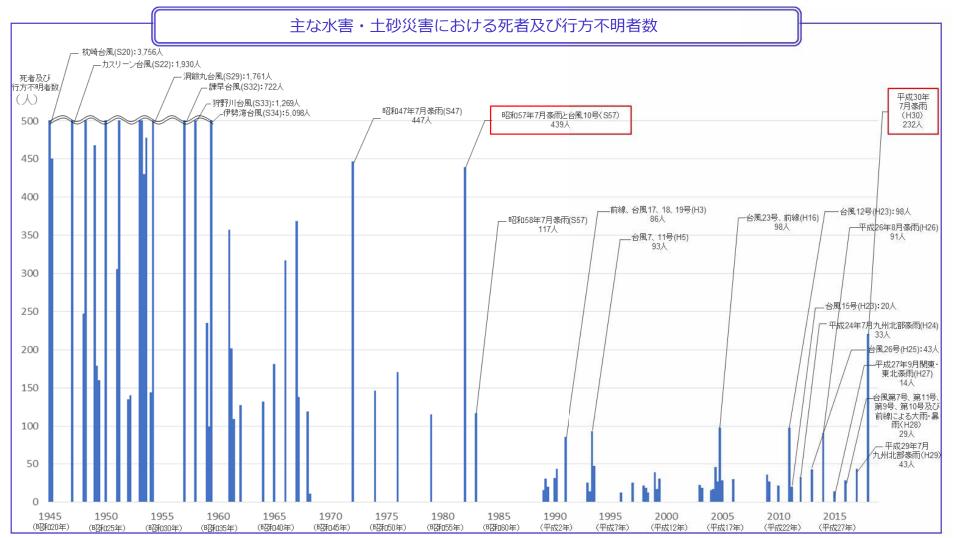
- 国土交通省が所管する558ダムのうち、213ダムにおいて防災操作(洪水調節)を実施。
- ダムで洪水を貯留することにより、
   下流河川の水位を低下させ、
   流域の被害軽減・防止効果を発
   揮。
- むお、8ダムで、異常洪水時防 災操作を実施。



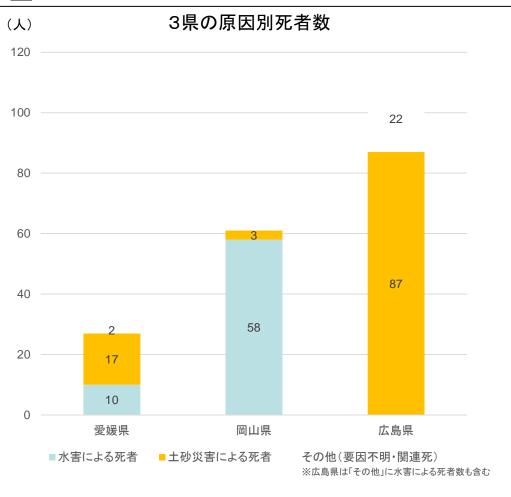
#### 【凡例】

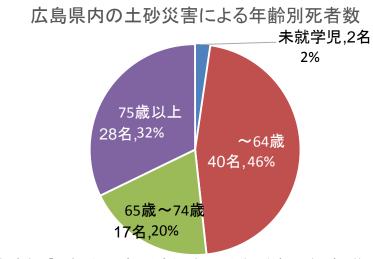
- ○:防災操作(洪水調節)を実施していないダム
- ●:防災操作(洪水調節)を実施したダム
- ●: 異常洪水時防災操作を実施したダム

● 平成30年7月豪雨では、平成最大の232人の死者・行方不明者となり、1つの災害で死者・行方不明者が200人を超えたのは昭和57年以来である。



- 被害の大きかった愛媛県、岡山県、広島県での原因別死者数をみると、広島県では土砂災害による死者 数が、岡山県では水害による死者数の占める割合が多かった。
- 広島県での土砂災害による死者の約半数や 岡山県倉敷市真備町での水害による死者の約9割が65歳以上であり、高齢者が多く被災した。





出典:広島県「平成30年7月豪雨災害を具舞えた今後の水害・土砂災害対策のあり方 検討会 第2回砂防部会 | 資料

## 岡山県倉敷市真備町における年齢階層別死者数

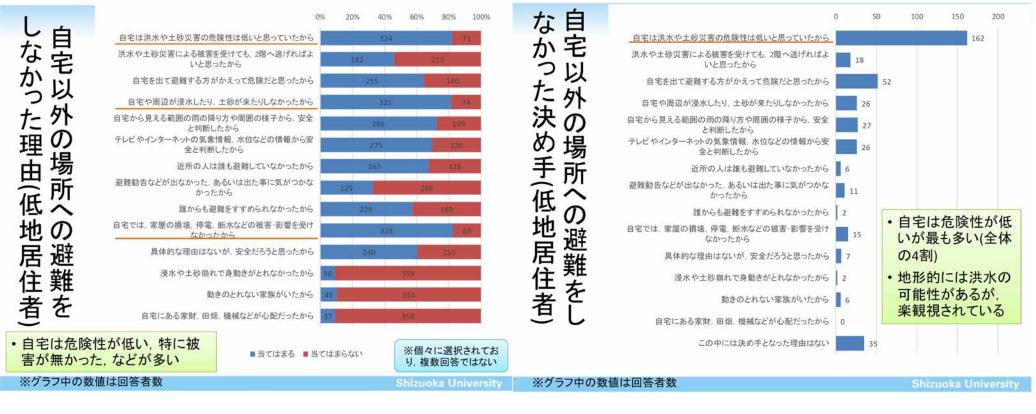
年齢階層別	真備町
65歳未満	6人(11.8%)
65歳~74歳	15人(29.4%)
75歳以上	30人(58.8%)

出典:岡山県「「平成30年7月豪雨」災害検証委員会(第2回)」資料

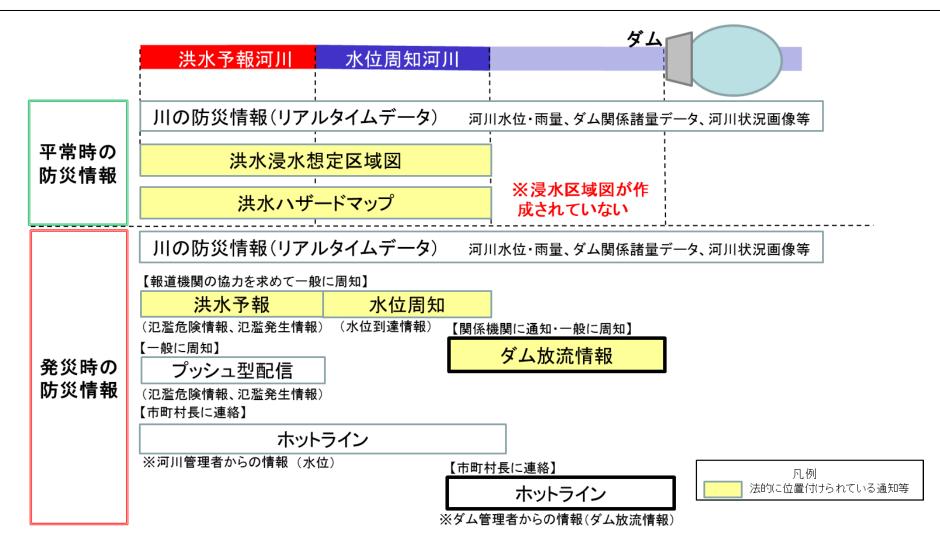
- 平成30年7月豪雨の際、洪水の可能性がある<u>「低地」居住で自宅以外の場所へ避難しなかった人</u>の理由
  - ・自宅は洪水や土砂災害の**危険性は低い**と思っていたから
  - ・自宅や周辺が浸水したり、土砂が来たりしなかったから
  - ・自宅では、家屋の損壊、停電、断水などの**被害・影響を受けなかった**から など
- <u>災害リスクを十分に理解していない</u>ことにより、避難行動を決断できなかったと考えられる。

## 静岡大学 牛山教授調査

洪水の可能性がある「低地」居住で自宅外へ避難しなかった人の回答



- ダム下流が、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない区間の場合、ハザードマップ等は作成・ 公表されていない。
- ダム管理者から地方自治体へのホットラインやマスコミへの情報提供等が行われたが、浸水区域等が示されていないことに加え、放流通知等の情報は住民の避難に結びついていない場合がある。



 平成27年9月関東・東北豪雨を受け、「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生する」との考えのもと、 社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を始め、近年、水災害が頻発化・激甚化 していることを踏まえ、水防災意識社会の再構築の評価を行いながら、取組を充実してきた。

# PDCAサイクルにより、 取組を充実し加速

# 更なる課題にも対応



H30.07 平成30年7月豪雨

H29.12 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」をとりまとめ、「<mark>緊急行動計画</mark>」<u>に</u> 土砂・流木対策を追加



H29.07 平成29年7月 九州北部豪雨

水防法等を改正し、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を制度化するとともに、行動計画をとりまとめ

H29.06「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」をとりまとめ

H29.05 水防法等の一部を改正する法律 公布



H28.08 北海道・東北地方を襲った一連の台風

H28.08 取組を中小河川に拡大することを決定(第4回水災害に関する防災・減災対策本部)

H27.12 「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定



H27.09 平成27年9月 関東·東北豪雨

# 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会【概要】

(社会資本整備審議会 河川分科会)

大雨が広範囲に長時間継続した「平成30年7月豪雨」により同時多発かつ広域的に発生した浸水被害、 土砂災害を踏まえ、 「水防災意識社会」を再構築する取組について、総合的な検討を行うため、 模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」を設置。

## <課題及び論点>

#### 【豪雨・水災害の特徴】

- 停滞した前線に大量の湿った空気が供給され、前例の無いほど大量の総雨量を記録。地球温暖化による水蒸気量の増加も寄与。
- 広島県や岡山県、愛媛県では、多くの場所で特に24時間以上の長時間の降水量が過去の記録を更新
- 局地的な線状降水帯の発生等もあり、短時間に高強度の降雨も発生
- 中小河川のみならず、大河川の氾濫や都市部における内水氾濫、土石流等が各地で発生
- 〇 バックウォーター現象による本川と支川の合流部の氾濫や土砂と洪水が同時に氾濫する土砂・洪水氾濫等の複合的な要因による水災害が発生

#### 【人的被害の特徴】

- 土地のリスク情報や市町村の避難情報、防災情報等は出されていたものの、逃げ遅れによる人的被害も発生
- 避難情報が発令されていない場合やダム下流部では浸水区域図が示されず、ダムの放流情報等が避難に活用されていない地域が存在

#### 【社会経済被害の特徴】

- の 防災拠点、上下水道等のライフライン施設、交通インフラの被災により、地域の応急対応等への支障や、経済活動等へ甚大な被害が発生
- 被災地が広域に及んだため、被害状況把握や早期復旧支援等の地域支援のために全国から多数の応援が必要

# **<メンバー>**

小池俊雄 水災害・リスクマネジメント国際センター長

中北英一 京都大学防災研究所 教授

岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授 前野詩朗

藤田正治 京都大学防災研究所 教授

田中 淳 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長

阪本真由美 兵庫県立大学 減災復興政策研究科 准教授

角 哲也 京都大学防災研究所 水資源研究センター 教授

古米弘明 東京大学大学院工学系研究科水環境制御研究センター教授

原田啓介 大分県日田市 市長

## <スケジュール>

09月28日 第1回小委員会 11月08日 第2回小委員会 11月30日 第3回小委員会

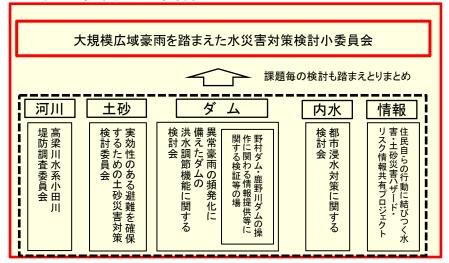
12月13日 とりまとめ公表

現地調査

09月07日 愛媛県

09月21日 岡山県、広島県

# <他の検討会の関係>



# 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

宮川外大規模氾濫減災協議会

● 早期復旧対策など社会経済被害を最小化する取組や、気候変動を踏まえた適応策等の研究の推進が必要であることを踏まえ、「水防災意識社会」を再構築する取組について、社会資本整備審議会河川分科会は、「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」を答申。(平成30年12月)

### 施設能力を上回る事象が発生するなかで、人命を守る取組

## くソフト対策>

【災害の知識・認識を高める】

○平時と災害時の情報提供の連携

〇平時に

リスク情報を提供するエリアを拡大



〇災害時に

避難行動につながる

リアルタイム情報の充実

## 【主体的な行動に結びつける】

- ○個人や企業の行動計画の作成。地域で支え合う共助の推進。
- ○避難等の防災行動のハードルを下げる防災訓練の推進

## <避難を支援するハード対策>

- ○被災時のリスクの高い場所の決壊までの時間を少しでも引き延 ばすため堤防構造の工夫
- ○逃げ遅れた場合の応急的な退避場所の確保
- 〇避難場所や避難施設を保全する対策

# <被害を未然に防ぐ事前のハード対策>

- ○複合的な災害形態により生じる、人命への危険性の高い地域の 保全対策
- 〇現行の施設能力を上回る水災害への対応

# 社会の経済被害の最小化や被災時の 復旧・復興を迅速化する取組

- ○社会経済被害の最小化を図る対策
- ○被災後の早期復旧対策
- ○地域ブロック単位で多くの機関が参画するタイムラインの作成と共有

# 気候変動等による豪雨の増加や 広域災害に対する取組

- ○気候変動への適応策に関する技術検討
- OTEC-FORCEの体制強化
- ○住民の住まい方を改善

# 技術研究開発の推進

○様々な水災害リスクの評価手法の開発

〇洪水予測精度の向上

○住民避難に資するリスク情報の高度化

# 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて

宮川外大規模氾濫減災協議会

- 「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言(平成30年12月)。
- 平成30年7月豪雨を踏まえ、気候変動の影響等により今後も施設規模を上回る異常洪水が頻発することが懸念される中、そうした事態に備え、より効果的なダムの操作や有効活用の方策、ダムの操作に関わるより有効な情報提供等のあり方について、ハード・ソフト両面から検討することを目的に検討会を設置。3回の検討会を開催し、提言をとりまとめ。

# 【委員】

加藤孝明 東京大学生産技術研究所 准教授

佐々木隆 国土技術政策総合研究所

河川研究部水環境研究官

角哲也 京都大学防災研究所 教授 〈委員長〉

関谷直也 東京大学大学院情報学環 准教授

中北英一 京都大学防災研究所 教授

森脇亮 愛媛大学大学院理工学研究科 教授

矢守克也 京都大学 防災研究所 教授

## 【スケジュール】

9月27日 第1回検討会

(現状と課題)

11月2日 第2回検討会

(骨子案)

11月27日 第3回検討会

(とりまとめ案)

# 平成30年7月豪雨におけるダムに関する主な論点

- ○異常豪雨によってダムの洪水調節容量を使い切ってしまうことに対し、
  - 事前放流により、より多くの容量を確保できないか
  - ・異常洪水時防災操作移行前の通常の洪水調節段階により多くの放流ができないか
  - 気象予測に基づく操作を行うことはできないか
- ○ダムの操作に関わる情報が住民の避難行動に繋がっていないことに対し、
  - 平常時から浸水等のリスク情報を提供し、認識の共有を図ることが必要ではないか
  - ・情報提供を「伝える」から「伝わる」、さらには「行動する」ように変えることが必要ではないか
  - 情報提供を市長村長の判断に直結するよう変えることが必要ではないか

# 対策の基本方針

- ①ハード対策(ダム再生等)とソフト対策(情報の充実等)を 一体的に推進
- ②ダム下流の河川改修とダム上流の土砂対策、利水容量の治水 への活用など、流域内で連携した対策
- ③ダムの操作や防災情報とその意味を関係者で共有し避難行動 に繋げる

# 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて

			<u> </u>	
	方策	課題	対応すべき内容	
a	工 洪水的网络供提供/束兹状态//-	降雨量等の予測精度(数日前)、貯水位が回復しな	利水者との調整等による洪水貯留準備操作(事前放流)の充実	
	I. 洪水貯留準備操作(事前放流)に より、より多くの容量の確保	かった場合の渇水被害リスク、利水者の事前合意	洪水貯留準備操作(事前放流)の高度化に向けた降雨量やダム流入量(数日前)の予測精度向上	
		利水容量内の放流設備の位置や放流能力等の制約	洪水貯留準備操作(事前放流)を充実させるためのダム再生の推進	
効果的	Ⅱ. 異常洪水時防災操作に移行する	下流河川の流下能力不足による制約	洪水調節機能を有効に活用するためのダム下流の河川改修の推進	
俞	前の通常の防災操作(洪水調節) の段階で、より多くの放流	Ph-1/14 12 17 1 2 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	利水容量の治水活用による洪水調節機能の強化	
な		貯水位が低い時点の放流能力等による制約	洪水調節機能を強化するためのダム再生の推進	
なダム操作や有効活用	Ⅲ. 気象予測に基づく防災操作(洪水	降雨量・ダム流入量予測(数時間前)の精度	防災操作(洪水調節)の高度化に向けた降雨量やダム流入量(数時間前)の予測精度向上	
歳	調節)	予測が外れた場合のリスク、地域の認識共有	気象予測等に基づくダム操作の高度化を行う場合の環境整備等の対応	
佐		ダム型式、地形、地質・施工条件(ダムかさ上げ等)	ダムの適切な維持管理・長寿命化の推進(容量を確保するための土砂対策等)	
お	Ⅳ. 洪水調節容量の増大	グム宝式、地方、地質・旭工米什(ダムがご工げ等)   他の目的を持つ容量の振替	利水容量の治水活用による洪水調節機能の強化【再掲】	
有		にの日刊で別っ日王の派日	洪水調節機能を強化するためのダム再生の推進【再掲】	
効			ダムの操作規則の点検	
语	※全体に関連		ダム下流河川の改修やダム再生等により可能となる操作規則の変更	
#1	W. T. H. 1 - 121/2		ダムの洪水調節機能を強化するための技術の開発・導入	
			気候変動による将来の外力の増大(降雨パターンの変化等を含む)への対応	
		タ /、 ト 、☆ / ハ 、言 フヒ イロ '元   ミ) (半 カ) /作 (記 さ イ) フ   \ プ   \	ダム下流河川における浸水想定図等の作成	
			ダム下流の浸水想定等の充実と活用(市街地における想定浸水深等の表示等)	
	V. 平常時からの情報提供	  ダムの機能や操作等が十分に認知されていない	ダムの操作に関する情報提供等に関わる住民への説明	
	~認識の共有~		ダムの操作に関する情報提供等に関わる住民説明の定例化	
		防災情報が災害時の適切な行動に十分活用されて	ダムの洪水調節機能を踏まえた住民参加型の訓練	
より有効な情		いない	ダムの洪水調節機能を踏まえた住民参加型訓練の定例化	
岩			洪水時のダムの貯水池の状況を伝えるための手段の充実、報道機関への情報提供	
級			緊急時に地域の住民にとって有用となる防災情報ツールの共有	
ば		緊急性や切迫感が十分に伝わっていない	異常洪水時防災操作へ移行する際の放流警報の内容や手法の変更	
情	VI. 緊急時の住民への情報提供	ダム貯水池の状況が十分に伝わっていない	ユニバーサルデザイン化された防災情報の提供、伝わりやすい防災用語の検討	
報	~「伝える」から「伝わる」、	防災情報が利用されていない	プッシュ型配信等を活用したダム情報の提供の充実	
提	「行動する」へ~		ダムに関する情報伝達手法に関する技術開発	
岱	. 1724 1 A		水害リスクを考慮した土地利用	
な		情報の伝達範囲や手段等の充実	放流警報設備等の改良	
報提供や住民周知 WI. 緊急時の市町村への情報提供 ~判断につながる情報提供 ~			放流警報設備等の施設の耐水化	
			電力供給停止時におけるダム操作に必要な電源等の確保	
			大規模氾濫減災協議会へのダム管理者の参画	
	Ⅲ. 緊急時の市町村への情報提供	市町村長が避難情報の発令を判断するために必要と なる情報やその意味と伝達されるタイミング ダム情報と避難情報の発金の関係の明確化	避難勧告等の発令判断を支援するためのトップセミナーの開催	
			避難勧告等の発令判断を支援するためのトップセミナーの定例化	
	~判断につながる情報提供~		避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化	
	ァムIFFIC型採用取の光节の関係の明確化	ダムの洪水調節機能を踏まえた避難勧告着目型タイムラインの整備		
			ダムの洪水調節機能を踏まえた避難勧告着目型タイムラインの充実	

※凡例

: 直ちに対応すべきこと

: 速やかに着手して対応すべきこと

: 研究・技術開発等を進めつつ対応すべきこと

# 緊急行動計画の改定を受けた 取組方針の見直し

# 令和元年6月19日

宮川外大規模氾濫減災協議会

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定(H31,1,29)

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、 「施設では防ぎきれない大 洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する 取組をさらに充実し加速するため、2020年度を目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず**経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化**、 災害時に実際に行動する主体である**住民の取組強化**、洪水のみならず十砂・高潮・内水、さらにそれら の複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

#### 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

#### (1)関係機関の連携体制

へ周知

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- 土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

#### (2)円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保:避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施 多機関連携タイムライン:多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域
- ブロックで作成 ・防災施設の機能に関する情報提供:ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- 防災教育の促進:防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成
- 支援に着手 ・共助の仕組みの強化: 地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保:マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消:ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提 となる基礎調査の早期完了

#### ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策: 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計:災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保:代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ:災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定 した低コストの河川監視カメラを設置

#### (3)被害軽減の取組

- ①水防体制に関する事項
- ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活
- 動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検 ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施等

#### ②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法につ
- いて検討 ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施
- 設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有 ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進

#### (4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善:国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画 を作成
- ・排水設備の耐水性の強化:下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

#### (5)防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策:人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- 多数の家屋や重要施設等の保全対策樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策: 堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保 ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保:インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

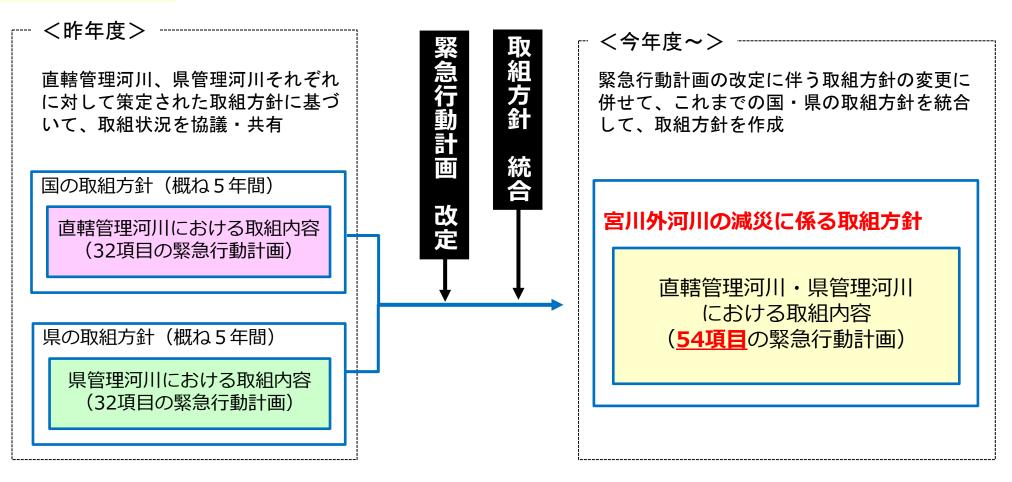
#### (6)減災・防災に関する国の支援

計画的・集中的な事前防災対策の推進:事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設 \*TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化:大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上

等

- 緊急行動計画の改定に併せて、取組方針を見直し。
- この見直しに併せて、これまで**国・県それぞれで策定されていた取組方針を統合**し、新たに**宮川外河川** の減災に係る取組方針を作成する。

# 対策の内容・効果



- **複合的な要因による水災害の発生**を踏まえ、社会の多様な主体の対策が必要。
- 「参画主体を増やす」、「取り組みを強化する」、「主体の連携する」を推進。
- ◆ 大規模氾濫減災協議会等により多くの機関の参加を促進し、タイムライン等を充実。
- 情報伝達の多様化に加え、あらかじめ地区レベルや個人レベルのタイムライン等の作成を推進。

# **くこれまで>**

○行政を中心とする対策

(例)大規模氾濫減災協議会

**<メンバー>** 

- 国
- ·都道府県 ·市町村
- ·気象庁

等

住民目線のソフト対策として 様々なリスク情報を提供

○住民の取組

(自主的な取組)

様々な機関 を追加



これまでの 取組に加え



<これから>

○多様な機関の参加した対策

(例) 大規模氾濫減災協議会

<メンバー>

- ·国 ·都道府県(ダム·土砂含む) ·市町村(福祉部局含む)
- ・気象庁・利水 ・マスコミ・交通事業者 等

マスメディア等との連携によりメディア特性を活かした情報を提供

○地区レベルや個人レベルの取組

- ・自らの行動と役割の明確化
- ·作成の支援ツールや人的支援の提供 等

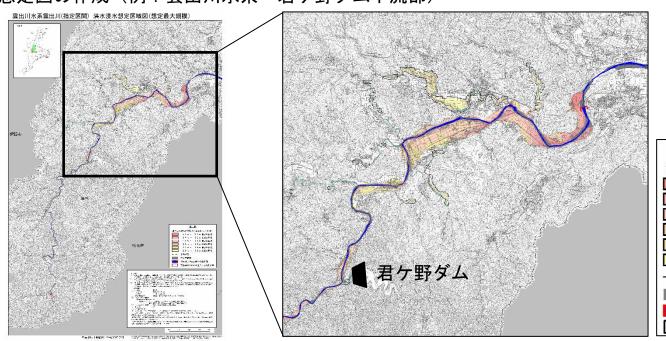
新たに実施

● 平成30年7月豪雨では、ダム下流区間等において、住民等が浸水リスク等を十分に認知していない状況で洪水氾濫が発生した状況があったことから、**洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川**においても、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の**浸水想定図を作成**し、それに基づきハザードマップを作成する市町村を支援するとともに、それらを用いて住民等に対して平常時からリスク情報を提供する。

# 対策の内容・効果

想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の浸水想定図を作成し、それに基づきハザードマップを作成する 市町村を支援するとともに、それらを用いて住民等に対して平常時からリスク情報を提供することにより、洪水時 における住民等の円滑かつ迅速な避難の確保等を図る。

●浸水想定図の作成(例:雲出川水系 君ケ野ダム下流部)





- 「浸水ナビ」は、指定する任意の指定において、**選択する堤防の決壊地点から指定した地点までの浸水 到達時間、最大浸水深、浸水深の時間変化等を視覚的に把握**することが可能。
- 住民が避難計画を作成する際に有用であり、国管理河川に加え**主要な中小河川からの浸水情報を拡充**する。

( 水害リスク情報の提供の充実提供データを拡充

# 対策の内容・効果

**浸水ナビ** (地点別浸水シミュレーション検索システム)

洪水浸水想定区域にある堤防で、ある場所を決壊(破堤)地点と設定すると、時系列で氾濫が広がっていく状況がアニメーションで視覚的に認知可能 (Webサイトで公開)



中小河川の情報が不足地域にとっては中小河川の水害リスク情報も重要

# <直轄河川>

想定最大:公表済み

·計画規模:H31年度公表予定

# <県管理河川>

想定最大:洪水浸水想定区域図公表に

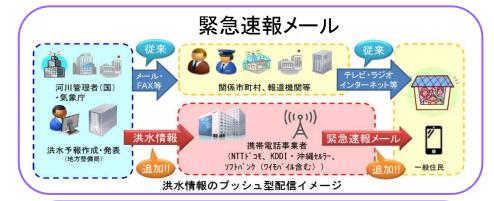
合わせて、順次実装予定

# 避難訓練への地域住民の参加促進・共助の仕組みの強化【一部拡充】

宮川外大規模氾濫減災協議会

- 総合水防演習、土砂災害・全国防災訓練では、住民による避難訓練や要配慮者利用施設の避難訓練を実施。消防団や防災関係機関といった実務者のみならず、男女、年齢を問わず多くの方が参加。
- 協議会等の場を通じて、避難情報、洪水情報、ダム関連情報、土砂災害警戒情報等を活用した避難訓練や避難所での避難生活の体験等の防災訓練の工夫を共有するとともに、高齢者・避難行動要支援者等を含む住民の避難が確実にできるように地域の共助の仕組みの強化等に取り組む。

# 対策の内容・効果



# ダムの操作や情報等に関する説明会の開催



ダムの模型を用いたダムの操作の説明



ダムの操作や情報等の説明

# 避難訓練会場(舞鶴市) の住民避難訓練





要配慮者利用施設 避難訓練 (みつみ福祉会)





# 高齢者福祉部局との連携等地域の共助の仕組みの強化【拡充】

宮川外大規模氾濫減災協議会

- 避難情報、洪水情報、ダム関連情報、土砂災害警戒情報等を活用した避難訓練や避難所での避難生活の体験等の防災訓練の工夫を共有するとともに、高齢者・避難行動要支援者等を含む住民の避難が確実にできるように地域の共助の仕組みの強化等に取り組む。
- 防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の 避難行動の理解促進に向けた取組を実施



- 【取 組】大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施
  - (例) ・ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施 (高齢者と接するケアマネジャーに地域の水害リスクを理解してもらい、地域の水害リスクを高齢者へ伝える機会の増加を図る)
    - ・地域包括支援センターへのハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等の設置
    - ・大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者 自身の災害・避難カードの作成に対する協力、大規模氾濫減災協議会において地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例の共有等

- 映像により危険性が認識できるよう、機能を限定した低コストで設置容易なカメラの開発・設置を促進するとともに、現況カメラの機能強化を図り、水位情報と併せた効果的な情報提供の仕組みを構築する。
- 水位計未設置河川や地先レベルの水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進させるため、**洪水時に** 特化した低コストな危機管理型水位計を開発し、洪水に対してリスクの高い箇所等を中心に設置する。

## 平成30年7月豪雨

✓ 危険が差し迫るまで避難を 決断していない

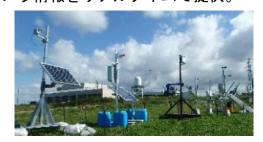
その他 22.80% かきも からが 4.50% 防災無線 7.40% 溶族・親族の 呼びかけ 7.70%

✓ 中小河川の被災情報の多くは、現地 に行って確認



# 簡易型河川監視カメラ(無線式)

設置が容易で低コストな河川監視カメラを開発中。スマートフォン等で水位情報とともに、カメラ情報をリアルタイムで提供。



現場実証の状況(簡易型河川監視カメラ)



## 危機管理型水位計 (H30年度実施)

(例)柏野大橋(大内山川)



#### 自立型IOT 通信部

- ・太陽電池とバッテリーによる運用
- -無給電で5年以上の稼働
- ·loT技術と合わせて通信コストを 削減

#### 水位計センサー部

- ・圧力式水位計センサー
- ・堤防天端より、-2.79m下がり の小段より水位観測可能
- ・10分単位で水位観測

● マスメディアや情報通信企業などの様々な事業者が持つ情報提供手段の適性に応じた**河川情報提供方策を充実**させるとともに、**マスメディアや情報通信企業との有機的な連携の強化**を図る。

情報量
少ない・簡易

・緊急速報メール(携帯電話、スマートフォン)
※生命に関わる緊急性の高い情報を特定エリアに配信

ブロードキャスト型の情報の発信
(不特定多数に届く情報)
・ニュース(テレビ、ラジオ)
・河川カメラの映像配信(テレビ、ケーブルテレビ)
・データ放送(テレビ、ケーブルテレビ)

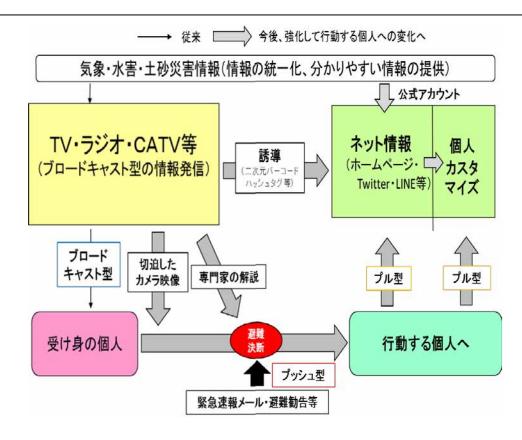
プル型の情報の発信
(個人が知りたい情報を選択)
(パソコン、スマートフォン)
・国土交通省 川の防災情報等

マスメディアが持つ情報の特性は「プッシュ型 の情報発信」「ブロードキャスト型の情報発 信」「プル型の情報発信」に大別される。

·SNSを活用した河川·防災情報の発信

多い・詳細

・民間情報サイトにおける河川・防災情報の発信



それぞれのマスメディアが持つ情報の特性を活かして、住民の避難行動のきっかけとなる切迫した 危険情報を分かりやすく提供し、個人カスタマイ ズした情報を入手しやすくすることで、行動する 個人への変化を促す。

# 宮川外大規模氾濫減災協議会 規約(案)

#### (設置)

第1条 水防法 (昭和24年法律第193号) 第15条の9及び第15条の10に基づく大規模 氾濫減災協議会として「宮川外大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を 設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、 社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が 連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及 び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフ ト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図る ため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

#### (協議会の実施事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - ① 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
  - ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
  - ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

#### (協議会の対象河川)

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表-1に掲げる水系を対象河川とする。

#### (協議会の組織)

- 第5条 本協議会は、別表-2の職にある者をもって組織する。
  - 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
  - 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を 聴くことができる。
  - 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫 減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
  - 5 必要に応じて、マスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

#### (協議会)

- 第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表-3に掲げる 者をもってこれにあてる。
  - 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

#### (幹事会)

- 第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表-4の職に ある者をもって構成する。
  - 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
  - 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等 を関係機関相互で情報共有する。

#### (事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
  - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な 事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年7月30日から施行する。

令和 年 月 日 一部改正

別表-1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	大堀川水系
	江川水系
	外城田川水系
	泉川水系
	五ヶ所川水系
	伊勢路川水系
	大川水系
	大江川水系
	河内川水系
	村山川水系
	小方川水系
	古和川水系
	奥川水系

別表-2 協議会 構成機関

関係機関	構成機関		
国	三重河川国道事務所		
気象庁	津地方気象台		
	県土整備部 施設災害対策課		
	県土整備部 河川課		
	県土整備部 防災砂防課		
県	松阪建設事務所		
	伊勢建設事務所		
	松阪地域防災総合事務所		
	南勢志摩地域活性化局		
	伊勢市		
	多気町		
	大台町		
市町	玉城町		
	度会町		
	大紀町		
	南伊勢町		

別表-3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職	
国	三重河川国道事務所 所長		会長
気象庁	津地方気象台     台長		
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
県	松阪建設事務所	所長	
	伊勢建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
	南勢志摩地域活性化局	局長	
市町	伊勢市	市長	
	多気町	町長	
	玉城町	町長	
	大紀町	町長	
	度会町	町長	
	大台町	町長	
	南伊勢町	町長	

別表-4 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員			役職
国	三重河川国道事務所    副所長		副所長	幹事長
気象庁	津地方気象	台	防災管理官	
	県土整備部	<b>施設災害対策課</b>	水防対策班長	副幹事
	県土整備部 河川課		計画班長	副幹事
	県土整備部 防災砂防課		ダム班長	
			砂防班長	
県	松阪建設事務所		副所長兼室長	
			宮川ダム管理室長	
	伊勢建設事	務所	副所長兼室長	
	松阪地域防	災総合事務所	副所長兼室長	
	南勢志摩地	域活性化局	副局長兼室長	
	伊勢市	危機管理部 危機管理課	課長	
		都市整備部 維持課	課長	
		健康福祉部 高齢者支援課	課長	
		健康福祉部 介護保険課	課長	
	多気町	総務課	課長	
		建設課	課長	
		健康福祉課	課長	
	大台町	総務課	特命監	
		建設課	課長	
		健康ほけん課	課長	
市町	玉城町	総務政策課課長		
		建設課	課長	
		保健福祉課	課長	
	度会町	防災環境課	課長	
		建設課	課長	
		福祉保健課	課長	
	大紀町	防災安全課	課長	
		建設課	課長	
		健康福祉課	課長	
	南伊勢町 建設課		課長	
		防災安全課	課長	
		高齢者支援課	課長	

令和元年6月19日

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

宮川外河川の減災に係る取組方針

(案)

# 宮川外大規模氾濫減災協議会

伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、 三重県県土整備部、三重県伊勢建設事務所、三重県松阪建設事務所、 三重県松阪地域防災総合事務所、三重県南勢志摩活性化局、 気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所

1		
2		目 次
3		
4		
5	1.	はじめに
6		
7	2.	<mark>協議会</mark> の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
8		
9	3.	宮川外河川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・ 5
10		
11	4.	現状の取組状況と課題・・・・・・・・・8
12		
13	5.	減災のための目標・・・・・・・・・11
14		
15	6.	概ね5年間で実施する取組・・・・・・・・・12
16		
17	7.	フォローアップ・・・・・・・・・・・15
18		
19		

#### 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、 氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、 これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者 が発生した。

 これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通大臣から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね5年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成30年12月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて(提言)」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について~複合的な災害にも多層的に備える緊急対策~」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成31年1月29日に緊急行動計画が改定された。

 宮川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識 社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う1市1町(伊勢市、 玉城町)、三重県、気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会宮川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令 和2年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

 宮川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方気象台、三重県が「宮川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、概ね5年間で構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「宮川外河川の減災に係る取組方針」(以下、「取組方針」という。)としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 〇近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が広域に拡散する特性を 有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規 模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分か りやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育 に取り組む。
- 〇平成28年度中に公表予定の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 〇下流部での沿川の低平地では堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があるため、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、避難勧告の発令等に着目したタイムラインを策定のうえ、タイムラインに基づくより実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- ○社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、 速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく 排水訓練の実施に取り組む。
- 〇洪水を安全に流下させるための堤防整備等に加え、危機管理型ハード対策として堤防天端の保護等に取り組む。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、 水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として協議会において作成したものである。 (※協議会で対象とする宮川外河川とは次頁の河川を示す。) 

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	大堀川水系
	江川水系
	外城田川水系
	泉川水系
	五ヶ所川水系
	伊勢路川水系
	大川水系
	大江川水系
	河内川水系
	村山川水系
	小方川水系
	古和川水系
	奥川水系

### 2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員		役職
国	三重河川国道事務所	所長	会長
気象庁	津地方気象台	台長	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
県	松阪建設事務所	所長	
	伊勢建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
	南勢志摩地域活性化局	局長	
	伊勢市	市長	
	多気町	町長	
	玉城町	町長	
市町	大紀町	町長	
	度会町	町長	
	大台町	町長	
	南伊勢町	町長	

#### 3. 宮川外河川の概要と主な課題

#### (1) 宮川外河川の概要と氾濫特性

<宮川水系>

宮川水系は、三重県の南部に位置し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 91km、流域面積 920km<sup>2</sup> の一級河川である。

氾濫域には、三重県伊勢市、玉城町の 1 市 1 町があり、伊勢自動車道、一般 国道 23 号、近鉄山田線、JR 参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網が発達し ており、これらの整備に伴って海岸地域における工業立地や、年間 800 万人以上 が訪れる伊勢神宮を核とした観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮と の関わりが深く、神宮につながる渡し跡も残り、勢田川沿いの問屋街は、歴史的 構造物を保存したまちづくりが進められており、宮川下流部には複数の土木遺産 が現存するなど、この地域における社会・経済の中枢が拡がり、文化の基盤を成 している。

一方、宮川流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、1,000m を超える標高の山々に囲まれており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がり本川内にも特徴的な中州がある。下流部は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

また、宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、 年平均降水量は山間部で3,400mm以上、平野部で約2,000~2,500mmとなることから古くから洪水災害が発生してきた。

#### <外河川>

支川五十鈴川は、三重県伊勢市の八称宣山(標高 426m)に源を発し、皇大神宮(内宮)の端を流れ、朝熊川等の支川を合わせて、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注いでいる。桧尻川は、勢田川に流入する小支川であり、豊受大神宮(外宮)の南側に位置する高倉山(117m)に源を発し、都市排水や農業排水を受け流下し勢田川に合流する。

#### (2) 過去の主な洪水等による被害状況

#### <宮川水系>

〇昭和49年7月7日洪水(台風第8号及び集中豪雨(七夕災害))

雨量は三重県南部で 300~500mm に達した。大台山系には連続降雨 850mm 以上、さらにこの地域に端を発する水系に局地的な豪雨をもたらし、伊勢市周辺を中心に浸水被害、山・崖崩れが発生した。7 日に勢田川が氾濫し、伊勢市の広域が浸水した。被害は、浸水面積約 3,100ha、被災家屋約 14,000 戸であった。

#### 〇昭和 57 年 8 月洪水 (台風第 10 号)

42 宮川観測所で総雨量 580mm 以上の大雨があり、伊勢市を中心に被害が発生し 43 た。被害は、浸水面積約 1,000ha、被災家屋約 2,500 戸であった。

#### 〇平成 16 年 9 月洪水 (台風第 21 号)

宮川村(現 多気郡大台町)では 1 時間に 139mm の猛烈な雨を観測した。また、宮川雨量観測所でも、最大時間雨量 119mm、総雨量 753mm を記録した。基準地点の岩出で昭和 50 年の観測開始後最高水位である 10.16m を記録し、中島・大倉地区の無堤地区で越水し、洪水被害は被災家屋約 300 戸、浸水面積約 200ha であった。

#### 〇平成 23 年 9 月洪水 (台風第 12 号)

降り始めからの総降水量は、宮川雨量観測所 1630mm を記録する記録的な大雨となった。洪水被害は被災家屋 196 戸、浸水面積 316ha であった。

#### 〇平成 29 年 10 月洪水 (台風第 21 号)

宮川下流で年間降水量の約 1/4~1/3 の雨量を記録し、勢田川流域では甚大な被害が発生した七夕豪雨の累積雨量を大幅に上回る 584mm となった。伊勢市内では、満潮と台風による高潮・大雨のピークがほぼ同時に発生した影響もあり、雨量排水不良による浸水に加えて、勢田川・桧尻川・汁谷川からの氾濫も生じ、家屋浸水と店舗浸水を合わせて約 1,800 棟以上の浸水被害が発生した。

#### <外河川>

#### 〇平成23年9月洪水(台風第12号)

上流の気象庁の宮川観測所で 1 時間に 89mm の猛烈な雨を観測し、降り始めからの総雨量が 1,600mm 以上(8月31日~9月5日)に達し、中島・大倉地区において、越水および内水氾濫による浸水が生じ、床上浸水家屋 17戸、床下浸水家屋 14戸の被害が生じた。大内山川流域の被害状況は、地域交流センター及び阿曽公民館を含め、床上浸水 52戸、床下浸水 59戸、家屋損壊(半壊)2戸が生じた。

#### 〇平成 29 年 10 月洪水 (台風第 21 号)

小俣雨量観測所において観測史上最大の539mmを記録し、外城田川上流部では、 計画雨量の2倍を超える雨量に相当し、堤防からの越水などにより床上浸水家屋 278 戸、床下浸水家屋250戸の被害が生じた。

#### (3) 宮川外河川の現状と課題

#### <宮川水系>

宮川水系での本格的な治水事業は、昭和 13 年 8 月洪水を契機として、三重県が岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。その後、昭和 49 年 7 月洪水を契機に、昭和 50 年に一級河川の指定を受け、直轄河川改修事業が始められた。その後、平成 19 年 11 月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27 年 11 月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、昭和 32 年に宮川ダムが完成し、昭和 49 年 7 月洪水の被害が甚大であった勢田川については、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、護岸整備等が行われ勢田川防潮水門・排水機場も完成している。また、平成 6 年 9 月洪水、平成 16 年 9 月洪水で中流部右岸側の無堤地区で浸水被害が発生したが、浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業により築堤

1 護岸や河道掘削等が実施され、洪水被害の軽減が図られてきている。また、宮川、 2 五十鈴川、勢田川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害を 3 受け、高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊 勢湾高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対 策推進地域に指定されており、これまでに大湊川において堤防の耐震対策が実施 されてきている。

#### <外河川>

7

8

9

11

12

13

14

15

16

17

18 19

2021

22

23

2425

2627

28

29 30

3132

33

34

35

36

37 38

39

40 41 42 五十鈴川は、昭和 21 年から同 23 年にかけて直轄事業として改修工事を実施、 同 24 年から三重県において中小河川改修事業として引き続き事業を実施している。

桧尻川は、堤内地盤が勢田川の計画洪水位よりも低く、流下能力も小さいことから内水氾濫が続いていたが、平成19年度までに桧尻川排水機場を完成させるとともに、桧尻橋下流の暫定改修を完了している。

大内山川は、昭和49年7月の台風8号で、大きな被害を受けたのを契機に、昭和54年度より改修が進められてきている。また、平成23年9月台風12号の被害を受け、阿曽地区の約1.0kmを対象に災害関連事業を実施している。

宮川水系における治水事業は実施されているものの、五十鈴川(派川含む)や 桧尻川、大内山川では、流下能力不足等の課題が残されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 〇ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが 問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防 に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上 回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住 民に周知する必要がある。
- 〇一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生など、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 〇下流部の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲 に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期 化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模 水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

以上の課題を踏まえ、宮川<mark>外河川</mark>の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

#### 4. 現状の取組状況と課題

宮川<mark>外河川</mark>における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○ 課題:●(以下同様)

	※現状:O 課題:●(以下同	作家ノ
項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周	〇想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河	
知	川国道事務所や三重県のホームページ等で公表して	
	いる。	
	● 浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識さ	Α
	れていない。	
	●ダム下流等、浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者	〇 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」	
からの情報提供等の内容及	や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同	
びタイミング	発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水	
	予報」については一般に周知している。	
	〇 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対し	
	て情報伝達(ホットライン)の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対	В
	応が住民には十分認識されていない。	
避難勧告、避難指示の発令基	〇 市町は、避難勧告、避難指示の発令に関する基準に	
準	基づき発令。	
	● 避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの見直しが	С
	必要となっている。	
避難場所、避難経路	〇 市町のハザードマップにおいて避難場所等につい	
	ては指定・周知済み。	
	〇 指定緊急避難所をハザードマップに安全度ランク	
	を付けている。	
	● 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図によ	D
	り浸水エリアが更新されるため、指定緊急避難場所	
	の安全度の見直しが必要。	
住民等への情報伝達の体制	〇 雨量・水位情報や避難勧告等の避難に関する情報	
や方法	は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカ	
	一、デジタルデータ放送等の発信が主として利用さ	
	れている。 ● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準	E
	● 住民や正素が防炎情報をもとに自ら判断し行う学   備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十	
	<ul><li></li></ul>	
	い。防災無線も台風時は暴風や豪雨により聞きとり	
	にくいことから、自ら避難情報を取得してもらえる	
	よう啓発が必要である。	
	●避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる	
	対策が必要である。	

避難誘導体制	〇 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、 警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	<ul><li>● 避難対象区域の規模が大きい地区は、消防団、職員 の人数も限られており、現場での呼びかけだけは避 難誘導が困難である。</li></ul>	F
	● 避難誘導の体制は確立されているが、これに即した 避難訓練が未実施であるため、訓練の充実を図る必 要がある。	

#### ②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観 測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場 合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通 知している。また、NHK 等を通じて住民に周知して いる。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。	O
河川の巡視区間	〇 管理区間において、河川管理者や市町職員、消防団 が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	Н
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに 備蓄している。	
	〇 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固め ブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相 互支援のルールが確立されていない。	1

#### ③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	J

#### 1 ④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備等を実施している。	
	<ul><li>● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。</li><li>●複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。</li></ul>	K

#### 1 2 3 4 5 6

#### 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32

#### 5. 減災の為の目標

協議会で概ね5年で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

宮川<mark>外河川</mark>で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害: 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水(越水・侵食・洗掘)による氾濫被害

- ※逃げ遅れ:立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※社会経済被害の最小化:大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態
- ※本取組方針を下記の既存の取組方針を踏襲している。既存の取組の目標時期については、下記取組方針にて設定した時期を目標とする。
  - ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく宮川水系の減災に係る取組方針

作成委員会:三重四川災害対応連絡会 宮川委員会

作成年月日:平成28年10月17日 目標時期:平成32(令和2)年度まで

・宮川圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

作成委員会: 宮川圏域県管理河川水防災協議会

作成年月日:平成30年5月18日 目標時期:平成33(令和3)年度まで

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策(※)に加え、以下の取組を実施する。

- 1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 2. 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
- 3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

(※) 河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策:堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング 対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策:決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

#### 概ね5年間で実施する取組 6.

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識 社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時 期・取組機関については、以下のとおりである。

#### 1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の	Α	実施済み	三重河川国道	
策定・公表し、市町に説明を実施		R2 年度	三重県	
・ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	А	R1 年度	三重県	
・内水浸水想定区域図を作成	Α	R3 年度	市町	
・計画規模の氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	Α	R1 年度	三重河川国道	
・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション	Α	実施済み	三重河川国道	
(浸水ナビ)の公表	A	R2 年度	三重県	
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を 基にした洪水ハザードマップの策定・周知	Α	R3 年度	市町	
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市町	
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を 実現するため、まるごとまちごとハザードマップを 整備	D	必要に応じて 実施	市町	
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、学校等における水災害教育の実施するほか、「水防災意識 社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	E	引き続き実施	三重河川国道 <b>、</b> 県、市町	
・要配慮者の避難計画の策定及び訓練の促進	D,E,F	R1 年度	三重河川国道、 <mark>県</mark> 、市町	
・水害危険性(浸水状況等)の確認・周知	E	引き続き実施	県、市町	
・共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町	

#### 2) 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
・避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定	С	R1 年度出水期 までに実施	三重河川国道、津地方気 象台、県、市町
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリスト の作成	С	引き続き実施	三重河川国道、市町
・H28 年度中に公表予定の想定最大規模の洪水浸水 想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	С	必要に応じて 実施	市町
・避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検 討	С	必要に応じて 実施	市町
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	R3 年度	市町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーション の整備	D	必要に応じて 実施	三重河川国道、県
12			

8

・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	Е	毎年度、出水期 までに実施	三重河川国道、津地方気 象台、県、市町		
・水門開閉訓練の実施	K	引き続き実施	県、市町		
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報 連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る	Е	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町		
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信	Е	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町		
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、県		
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施	三重河川国道、県		
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項					
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町		
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	実施済み	県、市		
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線 の補強などの施設(ハード)整備	D	引き続き実施	市町		
・防災気象情報の改善	G	H29 年 7 月 から実施	津地方気象台		
		必要に応じて			

## 3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

	目標時期	取組機関			
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項					
G,H,I	毎年度、出水期 までに実施	市町			
G,H,I	毎年度、出水期 までに実施	三重河川国道、 県、市町			
G	毎年度、出水期 までに実施	県、市町			
G,H,I	引き続き実施	市町			
G	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町			
貫する事項	Į				
J	引き続き実施	市町			
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項					
J	H29 年度から 検討実施	三重河川国道、 県、市町			
J	H30 年度から 検討実施	三重河川国道、 県、 <mark>市町</mark>			
J	引き続き実施	三重河川国道、市町			
	G,H,I G,H,I G G,H,I G J を可能と J	する事項			

・施設・庁舎の耐水化	J	実施済み	三重河川国道、県
・水害 BCP(事業継続計画) の作成	J	実施済み	三重河川国道、県、市町
■ダムの危機管理型の運用方法の高度化			
・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合にお ける操作方法等、危機管理型の運用	-	引き続き実施	県

#### 4) 河川管理者が実施するハード対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	R3 年度までに 着手検討	三重河川国道、 <mark>県</mark>
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの 洪水を安全に流すためのハード対策	K	引き続き実施	三重河川国道、 <mark>県、市町</mark>
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県

#### 5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取り組み

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	K	区域指定後	三重河川国道、 県、市町
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	K	引き続き実施	県、市町、 津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,K	引き続き実施	県、市町、 津地方気象台

#### 7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を 収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 各水系の減災に係る取組方針に対する 各機関の取組事例

# 令和元年 6月19日

宮川外大規模氾濫減災協議会

- **重点項目**については、国・県の取組内容の共通項目とし、水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の中で、流域全体で重点的に取組む必要のあるものを選定し、各機関の取組状況の共有を図り、取組を推進。
- 取組の進捗状況によっては、重点項目の見直しを実施。
- 河川管理者の実施するハード対策等については、報告事項。

#### <重点項目>

- ☆ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定:周知
- ☆ 小中学校における水災害教育の実施
- ☆ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

#### <報告項目>

- ◎ 洪水を安全に流すためのハード対策
  - ·堤防整備、河道掘削
  - ・堆積土砂の撤去

- ◎ 危機管理型ハード対策
  - ・堤防の天端舗装
  - ・堤防裏法の保護
  - ・堤防表法余裕高部分の張りコンクリート

◎ 危機管理型水位計の設置

# 事務局

- ・平成27年度の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、**従来の計画規模の降雨に加え、想定最大規模の降雨も対象**として指定
- ・直轄管理河川は洪水浸水想定区域及び浸水継続時間等を平成28年度に公表
- ・県管理河川については、**令和元年度**に下記水系の洪水浸水想定区域図等を**公表 宮川水系、外城田川水系、大堀川水系**

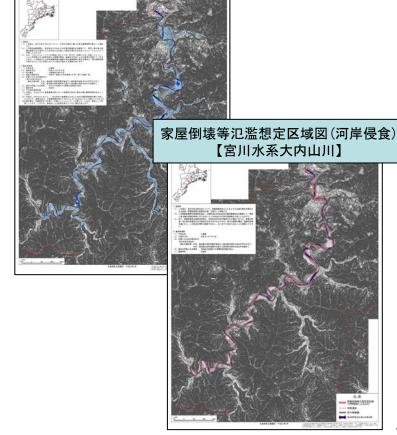
#### 〈公表資料・公表日〉

- 洪水浸水想定区域図【想定最大規模】【計画規模】
- 洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間)【想定最大規模】
- 家屋倒壞等氾濫想定区域図 (氾濫流) (河岸侵食)

宮川圏域			
宮川水系(大内山川)	H31.2.5公表		
宮川水系(指定区間)	R1.6.11公表		
宮川水系(五十鈴川)	R1.6.11公表		
外城田川水系	R1.6.11公表		
大堀川水系	R1.6.11公表		

# 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 【宮川水系大内山川】

## 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間) 【宮川水系大内山川】



- 防災教育の充実に係る取組強化の一環として、小学校の授業で使用する防災教育資料(副読本および教員指導用資料)を作成中
- **今年度**、作成した資料を基に**支援校にて試行授業**を実施
- 今年度以降は、**他校・他市町への展開**方策を検討し、水災害教育の充実を図る。

児童が「自分の命を守るためにできること」を自ら考えることを主眼において構成

#### 副読本の作成

#### 【地域の水害について】

#### 【水害時の行動について】









(例) 平成16年(2004年) 台風第21号 伊勢市辻久留での被害

(例) 平成16年(2004年) 台風第21号 度会郡玉城町での被害

下図 平成23年(2011年) 台風第12号での被害

- 平成29年6月の水防法改正により要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化。
- 平成29年度に津市と連携して講習会を実施。「講習会の企画調整運営マニュアル」を作成。
- H30年度は、全国12市町で講習会プロジェクトを開催し、マニュアルを改訂。
- 今後は対象施設の要配慮者利用施設における**避難確保計画作成・避難訓練を実施。**

#### 避難確保計画作成を支援する講習会を開催

(例)津市で開催した講習会



講習会の開催状況



会場全体の状況



三重大学川口准教授 特別講演



テーブルでの意見の集約状況

要配慮者利用施設 避難訓練



施設内で気象状況付与



避難所への避難の様子

- 平成30年5月1日から**緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信**を開始
- 平成30年6月に、宮川沿川の自治体(伊勢市、玉城町)を対象に、三重県内で初めてとなる**緊 急速報メールの配信訓練**と、メールを合わせた避難訓練を実施

緊急速報メールを活用した避難訓練

〇実施場所:伊勢市立豊浜西小学校

〇参加者数:全児童142人





校舎3階に避難する児童



避難訓練前の防災学習



訓練後の校長先生の講評

#### 

【訓練配信】河川氾濫のおそれ 【訓練配信】This is test delivery これは訓練配信です。

宮川の岩出観測所(玉城町)付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊 ななどにより浸水のおそれがありま

防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。 本通知は、中部地方整備局より配信しております。

(国土交通省)

#### 6月8日10時: 洪水情報配信

#### 

🔐 緊急速報「エリアメール」

避難勧告 これは、『訓練』です。

こちらは、広報いせです。

緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

宮川に関する避難勧告を発令します。

対象地区は豊浜、小俣、城田地区です。 速やかに安全な場所へ避難してください。なお、避難所への移動が危険な場合 は、近くの安全な場所か、屋内の高い所 へ避難してください。

6月8日10時5分:避難勧告発令

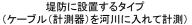
- 水位計の無かった河川や地先レベルの水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進させるた め、洪水時に特化した低コストな水位計を開発。
- 今後、直轄、県管理河川ともに**洪水に対してリスクの高い箇所**等を中心に設置予定。

#### 【特 徴】

- 長期間メンテナンスフリー(無給電で5年以上稼働)
- 省スペース(小型化)(橋梁等へ容易に設置が可能)
- 〇 初期コストの低減
  - (洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や 電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減)
  - (水位計本体費用は、100万円/台以下)
- 〇 維持管理コストの低減
  - ( 洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を 低減し、IoT技術とあわせ通信コストを縮減)

#### 開発された水位計の例







#### 【管内の設置事例】

大内山川の柏野大橋に、危機管理型水位計を設置。



#### 自立型IOT 通信部

- 太陽電池とバッテリーによる 運用
- ・無給電で5年以上の稼働
- ・IoT技術と合わせて通信コス トを削減

#### 水位計センサー部

- ・圧力式水位計センサー
- ・堤防天端より、-2.79m下がり の小段より水位観測可能
- ・10分単位で水位観測

#### 【危機管理型水位計の今後の配置予定】

洪水に対してリスクの高い箇所や行政施設・ 病院等の重要施設がある地点を中心に設置 予定。

#### 直轄管理河川

- ・三重四川で平成30年度に69箇所設置
- •宮川水系 9筒所 設置

#### 県管理河川

- ・三重県全体で3年間で181箇所設置予定
- ・平成30年度は、120筒所設置
- ※設置数は、今後の調整状況等により増減することがあります。 7

#### 【川の水位情報(危機管理型水位計)】 https://k.river.go.jp/



## 洪水氾濫を未然に防ぐ対策・危機管理型ハード対策の進捗状況

宮川外大規模氾濫減災協議会

- 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削等の「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」及びアスファルト舗装による天端保護等の「危機管理型ハード対策」を実施中
- **令和2年度完成を目標**に、引き続きハード対策を実施

#### 洪水氾濫を未然に防ぐ対策



宮川2.4k~2.8k 左岸

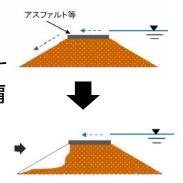


五十鈴橋付近

#### 危機管理型ハード対策

#### く堤防天端の保護>

堤防天端を保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水時の法肩部の進行を遅らせる。

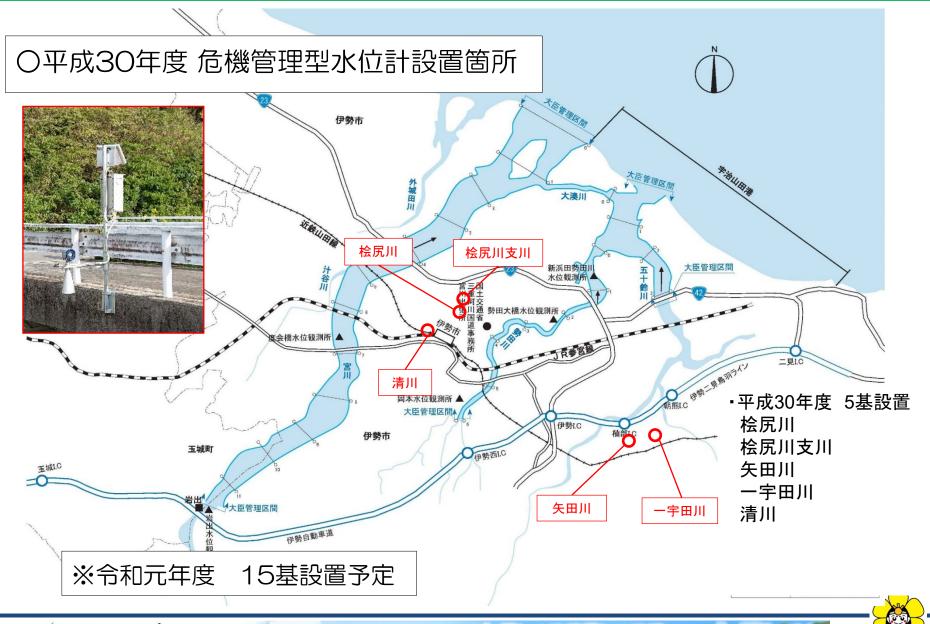




宮川 4.45k~ 4.50k 左岸

# 伊勢市

# 危機管理型水位計の設置









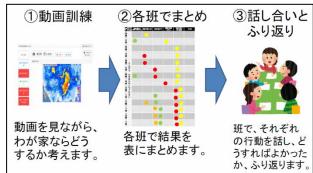
## 小学校での取組

- 伊勢市の中島学区まちづくり協議会は京都大学防災研究所等の協力のもと、地域防災力向上に向けた活動を平成24年度より実施。
- 今年度は、平成29年10月の台風21号で、伊勢市内で発生した大規模な浸水被害の経験等を踏まえ、 家族で避難行動するためのタイミングを児童と住民が一緒に考える**防災スイッチ訓練**を実施。

#### ○いのちを守る防災訓練~あなたの防災スイッチを考えよう~

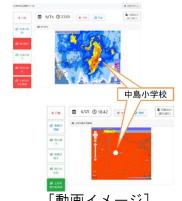
- ・開催日:令和元年6月15日(土)
- ·参加者:中島学区まちづくり協議会、中島小学校(5年·6年)、京都大学防災研究所、伊勢市、津地方気象台、三重河川国道事務所

#### く防災スイッチ訓練の流れ>





[防災イベント開催状況]





各班(地区)毎で話し合い、 避難行動を始める「スイッチ」を共有。



雨雲レーダや河川の水位、被害状況等の動画に て現在の確認しながら、防災スイッチシートに 行動をチェック







浸水区域内における要配慮者利用施設の避難確保計画の提出及び避難訓練の実施状況について

- 〇避難確保計画の提出
- 194施設中、126施設提出済、14施設完了

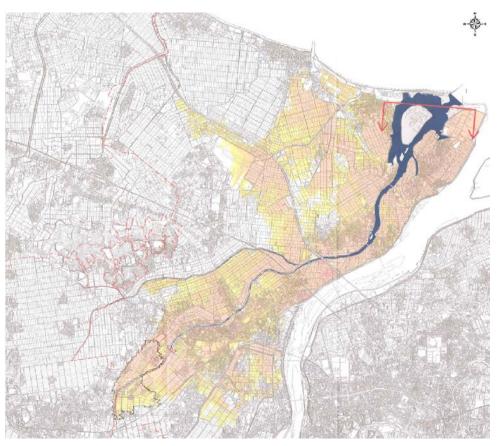
- 〇避難訓練
  - 194施設中、11施設実施
- ※今後、未提出、修正中の施設へ連絡を行う。





# ハザードマップの更新

〇県管理河川(12河川)の洪水浸水想定区域等の公表に伴い、ハザードマップを更新



公表の河川(12河川)

- -五十鈴川
- •五十鈴川派川
- •有田川
- ·大堀川
- 汁谷川
- •勢田川
- •相合川
- •外城田川
- •桧尻川
- ·松下川
- 宮川(県管理河川)
- •横輪川

※ 外城田川洪水浸水想定区域図







# 多気町



# 多気町の取り組み (ハザードマップの周知)

これまで、ハザードマップ作成・公表 平成30年度は…

> 各自治会へ出向き、土砂災害も含めて危険度を周知 (49自治会中7自治会で実施)



# 玉城町

# 「玉城町の取り組み」

#### ○主な取り組み内容

取組① ハザードマップの更新 [R元年度]

取組② 防災・まちづくりの研修会・先進地への視察

取組③ 地域への防災講話等の実施〔H29年度~〕

取組④ 小学校区別の防災訓練の実施〔R元年度~〕

取組⑤ 住民への情報提供 〔危機管理型水位計の増設(2箇所)〕

取組⑥ 防災行政無線の更新【デジタル化】〔R元年度~〕

# 取組① ハザードマップの更新〔R元年度〕

## 〇外城田川流域治水整備計画検討

履行期間 平成30年12月26日~令和元年7月31日

平成29年の台風21号による浸水被害を契機として、町民が安全で安心に暮らすことのできる環境整備を行うために、外城田川の地区整備計画を検討し、効果的な河川整備を推進する。

業務内容(資料収集、現地踏査、現状に対する課題抽出、基本高水流量検討、計画高水流量検討、治水計画の検討、外城田川治水整備計画の作成など)

# 取組① ハザードマップの更新 [R元年度]

〇外城田川外浸水想定区域図作成業務

履行期間 平成30年10月29日~令和元年7月31日

洪水ハザードマップ作成のための基礎データとしての 洪水浸水想定区域図の作成する。

業務内容(氾濫原の特徴分析、氾濫解析など)

# 取組② 防災・まちづくりの研修会・先進地への視察

人と防災未来センター見学



人と防災未来センター見学



野田北ふれあいセンター研修



野田北ふれあいセンター研修資料



# 取組③ 地域への防災講話等の実施 [H29年度~]

町防災技術指導員による講話





# 取組④ 小学校区別の防災訓練の実施〔R元年度~〕

全体説明



ロープワーク訓練



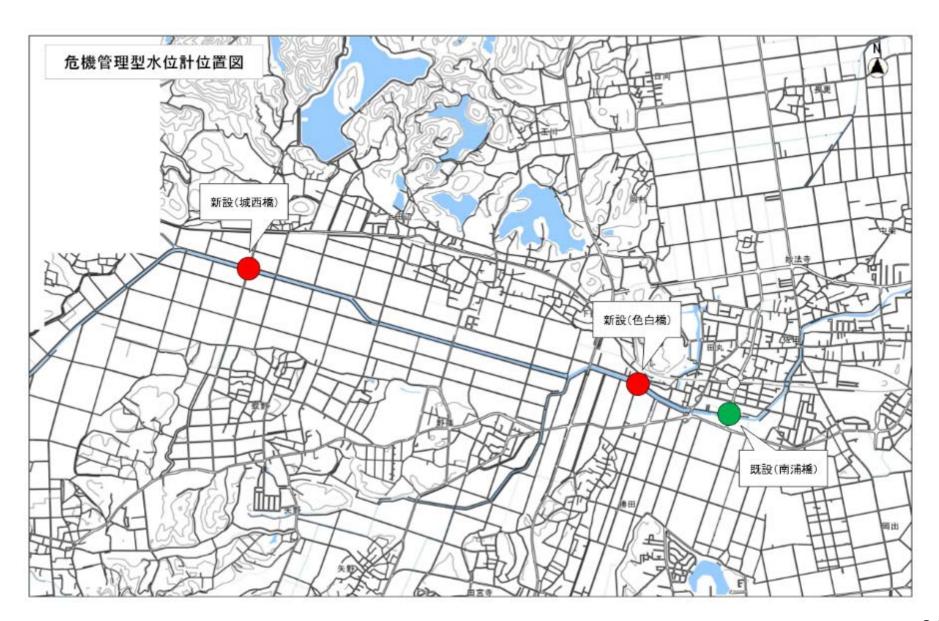
消火訓練



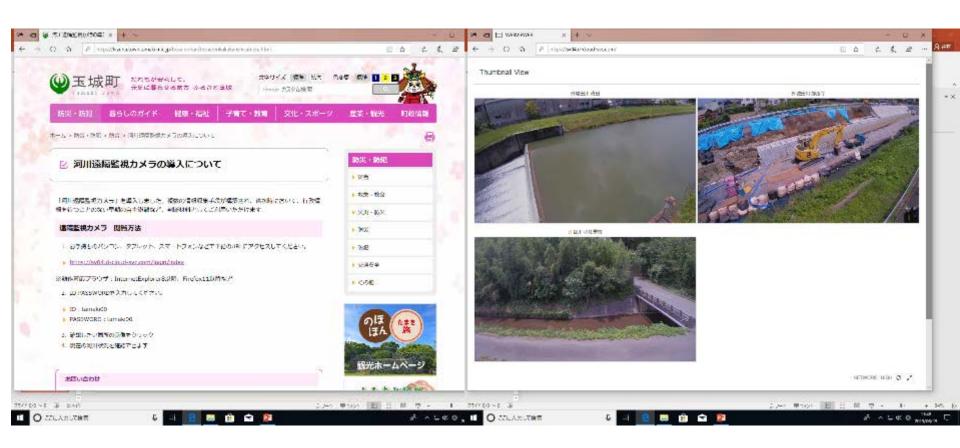
簡易トイレ 組み立て訓練



# 取組⑤ 住民への情報提供 〔危機管理型水位計の増設(2箇所)〕



# 取組⑤ 住民への情報提供〔河川監視カメラ〕



# 取組⑥ 防災行政無線の更新 【デジタル化】 [R元年度~]

老朽化した親局・子局、個別受信機、の更新

更新期間 令和元年度から令和3年度(予定)

概算事業費 約3億5千万円

事業内容 親局 1局 子局 7局

個別受信機 4,800台(全戸無償配布)

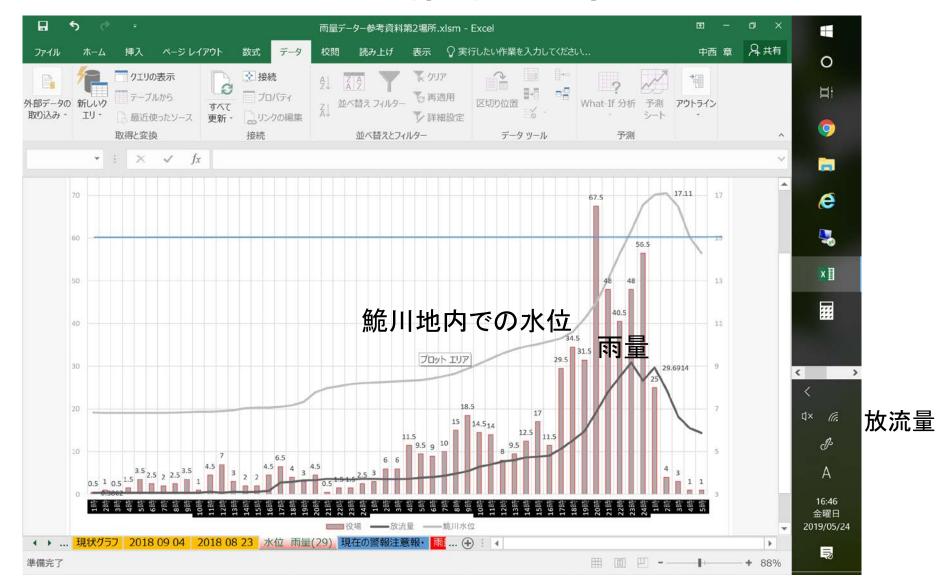
# 大紀町

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン(重点項目)」に係る 取組状況(大紀町)

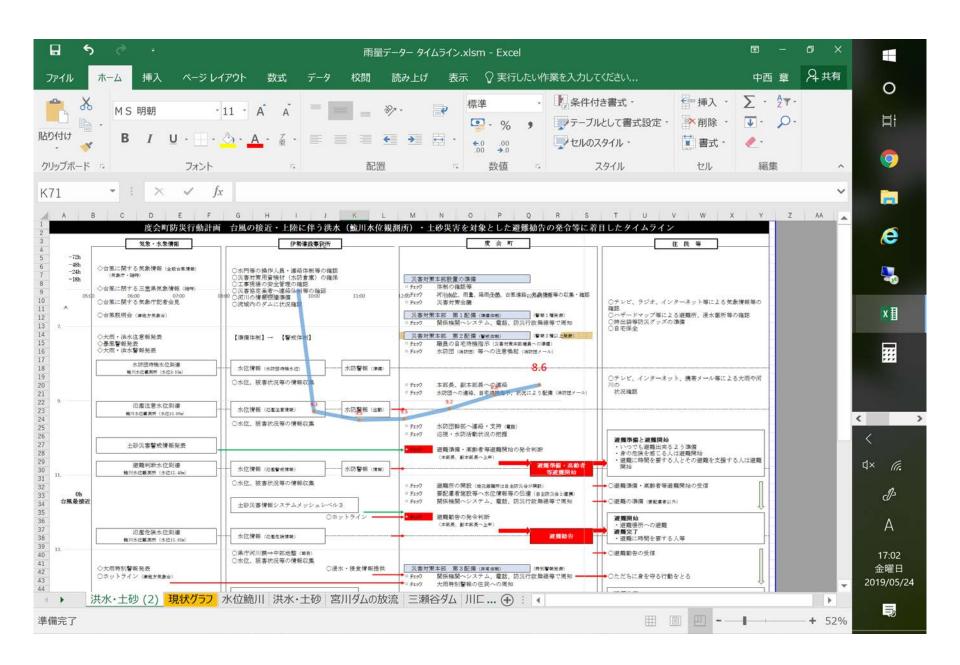
- ●大内山川洪水ハザードマップの作成について 令和元年度に作成し、各戸配布等による危険個所の周知を図る。
- ●小中学校における防災訓練・防災授業の実施 町内の小学校4校、中学校2校で、対象となる災害に対する防災訓練 防災授業を毎年実施。
- ●要配慮者利用施設における避難確保計画の策定について 令和元年度出水期までに対象となる施設に対する説明等の実施

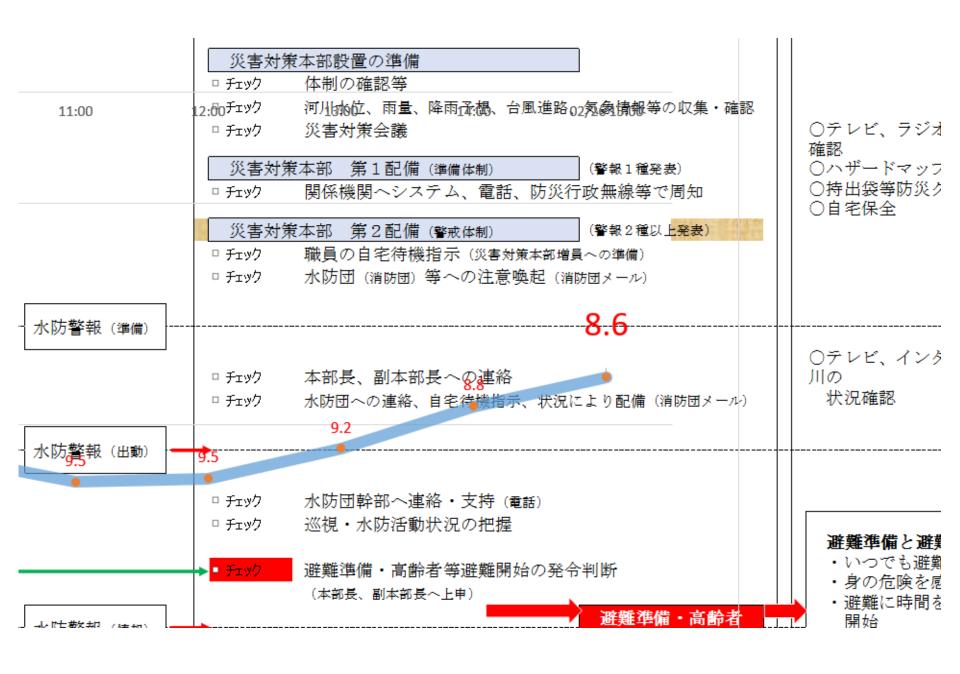
# 度会町

# エクセルによる情報集約



必要な情報を集約して経験を積み重ねる





# 大台町

# 要配慮者利用施設に係る避難確保計画策定と避難訓練の実施について

# 大台町

### 1. 要配慮者利用施設への説明会の実施

•平成29年9月8日(金)

施設の施設長等への説明会を実施

#### •内 容

- ①土砂災害防止法の改正による避難確保計画を 作成する義務
- ②土砂災害を想定した避難訓練の実施義務
- ③利用施設の災害時相互応援

# 3. 計画の提出状況(平成31年3月末時点)

•社会福祉施設等 10施設(83.3%)

•学校等 7施設(100%)

未提出の施設には提出を促すとともに、提出してもらった施設には訓練の実施を促す。

### 2. 対象となる施設

土砂災害警戒区域内にあって、地域防災計画に 位置付けられている施設

•社会福祉施設等 12施設

•学校•保育園等 7施設



## 4. 社会福祉施設等における避難訓練の実施状況

①崇雲寮(養護老人ホーム)

• 実施日: 平成30年10月25日(木)

•参加者:54名(入所者42名+職員12名)

②やまびこ荘(特別養護老人ホーム)

• 実施日: 平成31年3月29日(金)

・参加者:100名(入所者50名+デイサービス利用者

20名+職員30名)

### ③訓練の様子









# 南伊勢町

## ●町単独事業による堆積土砂撤去 (建設課所管)



Before (平成28-29年度 施工 上流側) after





#### 平成30年度 施工(下流側)

#### before





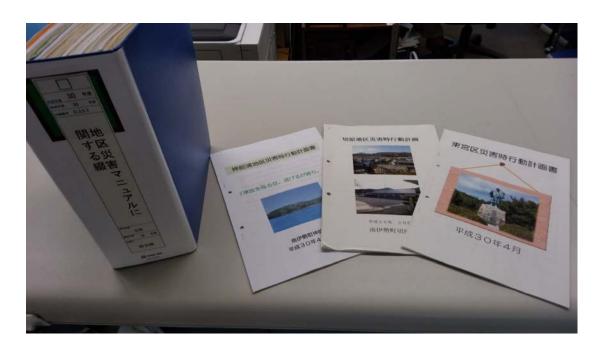


河川断面内に葦が生え川の流れが悪くヘドロや土砂の堆積により、通水断面を著しく阻害され、異常出水時には、越水等が懸念されるため、土砂撤去等により健全な流水断面を確保する。

H28・29年度実施済み(L=75.5m C=10,202千円) H30施工(L=57.0m C=5,469千円)

### ●自主防災組織の強化・活性化 (防災課所管)

### 地区災害時行動計画書 全38地区作成済み



町全地区で自主防災組織(区)が結成されています。 地域づくり支援事業により役場全職員が各38地区の担当 に分かれて、災害時における被害の防止または軽減を図 るため『地区災害時行動計画書』を作成。 ●小中高等学校における防災教育の実施 (防災課所管)

〇毎年1回、教育長はじめ、南伊勢町小中高等学校の教頭先生及び先生、教育委員会、 子育で・福祉課、防災安全課と懇談会を実施

#### 【目的】

- (1) 南伊勢町の児童生徒に地震や津波、台風等の災害時に自分の身は自分で守る力をつける。
- (2)教職員の危機管理意識を高め、自立的に防災教育をすすめる体制をつくる。
- (3)学校間、町防災安全課等と情報を共有することで各々の役割を自覚し、より安全な町づくりの一端を担う。

#### 【内容】

- (1) 防災教育に関する交流(各校から)
  - 各校の今年度の防災教育計画
  - ・避難訓練及び二次避難所について
- (2) 町防災訓練への子ども達の参画に向けて
- (3)防災事業について(防災安全課より)
- (4)事務職員部から
- (5)その他



役場防災安全課との懇談会

# ●小中高等学校における防災教育の実施 (防災課所管)

防災教育の様子



小中学校防災訓練の様子



南伊勢高校南勢校舎防災特別授業







# 津地方気象台

# 台風強度予報の5日先までへの延長について

(平成31年2月20日 報道発表資料より)

気象庁は、台風に関する強度予報をこれまでの3日先までから5日先までに延長します。平成31年3月14日からは、台風の進路・強度ともに5日先までの予報となり、防災対応における一層の活用が期待されます。

気象庁では、平成30年(2018年)6月に更新したスーパーコンピュータシステムによる計算能力の向上や、台風の最大風速や中心気圧などの強度をより正確に予測するための技術開発を行ってきました。

今般、これらの準備が整ったことから、平成31年(2019年)3月14日12時(日本時間)以降、最初に発生した台風から、現在3日先まで発表している強度予報(中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域等)を5日先までに延長して発表します。これにより、気象庁の発表する台風予報は、進路・強度ともに5日先までとなります(図1)。また、台風の暴風域に入る確率情報も、現行の3日先までから5日先までに延長します(図2、3)。

なお、5日先までの強度を含む台風予報は、従来の3日先までの台風予報と同じ時刻・頻度で、1日4回発表します。これにより、4日先以降の暴風警戒域等に関する情報を新たに提供できるようになるため、台風接近時の防災行動計画(タイムライン)に沿った防災関係機関等の対応を、これまでより早い段階からより効果的に支援することが可能となります。





図1 気象庁ホームページの表示イメージ

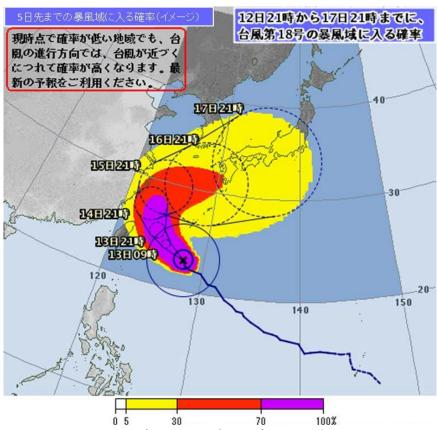


図2 台風の暴風域に入る確率(分布図)のイメージ

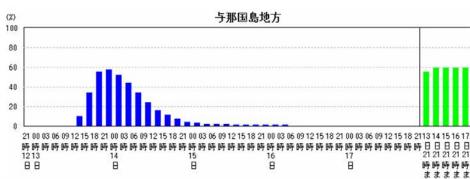


図3 台風の暴風域に入る確率 (地域ごとの時間変化) のイメージ

# 松阪建設事務所

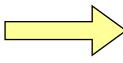
# 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

## 23 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)

- ・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木により、流下能力が低下している箇所を 解消するため堆積土砂の撤去、河川内の樹木の伐採を実施します。
  - ・撤去箇所については、県と市、町で優先度を協議しながら選定します。

堆積土砂撤去の取組事例 (平成30年度一級河川桧原谷川河川堆積土砂撤去工事)





堆積土砂を撤去し 流下能力を確保



# 伊勢建設事務所

# 1)円滑かつ迅速な避難のための取組

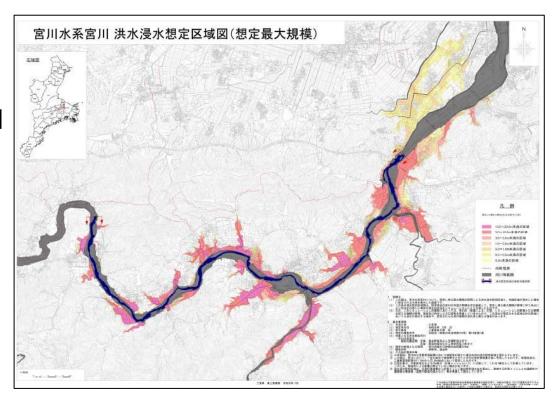
- 6 想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握
  - ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、浸水想定区域図を作成して公表します。

# R1年6月までに 公表

- •宮川
- -五十鈴川
- ·大内山川
- 外城田川
- ・大堀川 ほか9河川

# R1年度 作成予定

- ·江川(伊勢市)
- •伊勢路川(南伊勢町)
- ・五ケ所川(南伊勢町)
- •泉川(南伊勢町)
- •河内川(南伊勢町)
- •村山川(南伊勢町)
- ·小方川(南伊勢町)
- •奥川(大紀町)



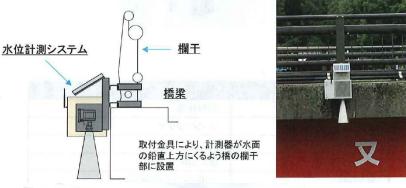
# 1)円滑かつ迅速な避難のための取組

- 13 危機管理型水位計及び量水標等の整備
- ・水防団等が現地の出水状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標等の設置を行います。

### 危機管理型水位計 設置(予定)箇所



### 危機管理型水位計設置イメージ



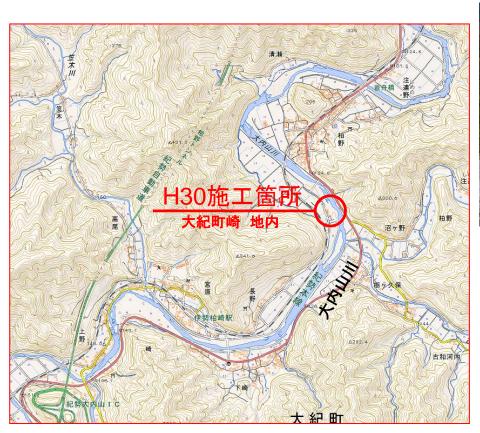


# 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

# 22 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)

・計画的な河川改修を実施します。

#### 河道拡幅による必要流下能力の確保







# 今後の取組について

# 令和元年 6月19日

宮川外大規模氾濫減災協議会

# これまでの取組の継続

# ①想定最大規模の洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知

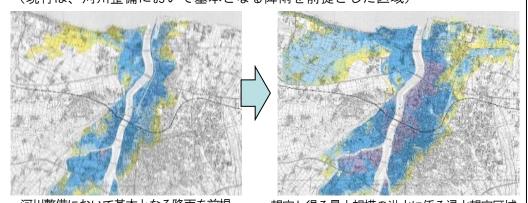
宮川外大規模氾濫減災協議会

- H27.5月の水防法の一部改正により、**想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域**を河 川管理者が指定・公表することとなりました。
- 早期に避難が必要な氾濫流·河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域もあわせて公表。
- 想定最大規模の浸水想定区域図をもとに、**市町において洪水八ザードマップを作成**。

#### 水防法改正の概要

<u>洪水</u>に係る<u>浸水想定区域</u>について、<u>想定し得る最大規模の洪水に係る区域</u>に 拡充

(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



河川整備において基本となる降雨を前提 想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域 (100~200年確率) 想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域 (概ね1000年以上の確率)

#### ハザードマップの作成

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



#### 「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組(平成30年12月まで)	今後の進め方及び数値目標等
浸水想定区域の早期指定、 浸水想定区域図の作成・ 公表等	【国・都道府県管理河川共通】 平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る 基準を告示。 【国管理河川】 平成29年6月までに全109水系で作成・公表。	【都道府県管理河川】 ・平成30年度の緊急点検を踏まえ、令和2年度までに、想定最大規模の 降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。 【国・都道府県管理河川】 ・ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所 において対策を実施。

# ② 小中学校における水災害教育の実施

- 住民一人一人が災害時適切な避難行動をとる「能力」を養う必要があり、自然災害への「心構え」と「知識」を備えた個人を育成するためには、**幼少期からの防災教育を進めることが効果的**。
- **H29.3月に小中学校の学習指導要領等が改訂**され、自然災害に関する内容が充実された。
- 令和2年度より小学校にて新学習指導要領の全面実施に向けて、指導計画案の作成等防災教育の支援。

先行事例を参考に

#### 主体的な行動による避難の実現に向けて

- 自ら考え、安全に逃げることができる子供たちを育む
- 定期的な避難訓練により、自然と逃げれる子供たちを育む



東京都平山小学校での「生き抜く科」授業生徒自らが考えた安全な避難経路を発表

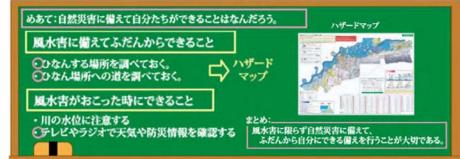


高知県黒潮町での訓練 津波の届かない高台まで避難

#### く先生方と連携し「指導計画」の作成の支援を実施>

	「自然災害の防止」を教える流れ
第1回	どのような自然災害が発生するか (災害のメカニズム等)
第2回	自然災害が起きたら、何が必要か (危険な場所を考える、情報収集等)
第3回	[まとめ]命を守るために必要なこと (上記の振り返りや避難訓練等)





#### 「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組(平成30年12月まで)	
防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成27年度に文部科学省と連携し「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 ・平成30年度に河川管理者向けに「学校教育を理解するためのスタートブック」及び、学校関係者向けに「水と川学びのススメ」を作成。	

### 今後の進め方及び数値目標等

#### 【国管理河川】

・引き続き、国管理河川のすべての協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。

#### 【国·都道府県管理河川共通】

- ·引き続き、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全て の学校に共有。
- (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)
- ・令和元年度中に避難確保計画を作成し、令和2年度の年間計画に避難訓練及び避難 訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。

# ③ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

宮川外大規模氾濫減災協議会

- H28年台風10号により岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の被害にあった。
- これをうけ、H29.6月の水防法等の一部が改正により、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化された。
- 都道府県及び市町村の**関係部局が連携して**、避難確保計画作成及び避難訓練実施の**支援を実施**。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では、義務を新設



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利 用施設では利用者9名の全員が死亡。

#### 「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

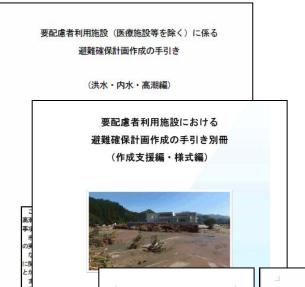
実施する施策	これまでの取組(平成30年12月まで)	今後の進め方及び数値目標等
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。 (全47都道府県で実施済み) ・平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計 画作成の手引き」を改訂、「水害・土砂災害に係る要配 慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・同年、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂、 「避難確保計画作成の手引き」(土砂災害)を作成。 【国・都道府県管理河川】 ・平成30年に全国7市で講習会プロジェクトを実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・令和3年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。

# ③ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

- 国土交通省では、H29年度に「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」や「避難確保 計画作成の事例集」を公表。
- 津市をモデル地区として、講習会を開催し、「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。

#### 避難確保計画作成の手引き

手引きの他、作成支援編及び雛形も含めて公表



[様式編]。

洪水時の避難確保計画。

【施設名: - ) +-

平成・ シ 年・ シ 月・ シ 日 作成シシ

## 計画作成の事例集

岩手県、岡山県、兵庫県の施設を事例に計画作成 のポイントや検討過程をとりまとめ

# 要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害)



#### 講習会の企画・運営マニュアル

- ・施設の管理者等に計画作成の必要性の理解、計 画作成を支援するための講習会を効率的 効果 的に開催することを目的にとりまとめ。
- ·市町村の担当者の負担軽減のため、講習会資 料のフォーマットもあわせて公表

講習会の企画調整及び運営マニュアル

~要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて~

平成 30 年 3 月

国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室

#### 国土交通省HP (要配慮者利用施設の浸水対策)

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#tebiki 5

資料2

# 平成30年7月豪雨を受けた取組

● 複数の河川からの氾濫リスクを有するとともに、バックウォーター現象等により**高い水位が特に継続しやすい本川と支川の合流部**等において、堤防が決壊した場合に、湛水深が特に深く、人命への危険性が高い地区の堤防強化対策を推進する。

# 対策の内容・効果

- 越水や浸透破壊の危険性のある堤防強化対策や堤防のかさ上げ等を実施。
- 堤防決壊が発生した場合の湛水深が深く多数の人命が危険にさらされる区間において、氾濫による死亡リスクの解消等を図る。





対策箇所の例

- 平成30年7月豪雨では、**樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等により流下阻害や局所洗掘**を起こし、氾濫や施設被災の一因となった。
- 全国には、これらの事象によって、氾濫発生の危険度が高い河川が多く存在している可能性があることから、こうした**危険性が高い区域を緊急的に点検**したうえで、樹木伐採、河道掘削などの対策を講じることにより危険性を解消する。

## 対策の内容・効果

樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水はん濫により、人命被害リスクの高い危険箇所について、樹木伐採、 河道掘削などの対策を講じることにより、水位低下を図る。



- 映像により危険性が認識できるよう、機能を限定した低コストで設置容易なカメラの開発・設置を促進するとともに、現在設置されているカメラの機能強化を図り、水位情報と併せた効果的な情報提供の仕組みを構築する。
- 上下流連続的かつ左右岸別にきめ細かな洪水情報を発信するとともに、最高水位やその時間等、洪水予報の内容を充実するなど、洪水の危険性、切迫性をわかりやすく伝えることで住民の円滑な避難行動を促す。

# 対策の内容・効果

## 水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示

…上下流連続的かつ左右岸別にきめ細かな洪水情報等を実施するとともに、水位情報、カメラ画像、浸水想 定区域などの情報との一元化



#### 洪水予報の充実

…これまでの3時間先の水位予測に加え、最高水位やその時間等の情報も 提供するなど洪水予報の内容を充実

#### 簡易型河川監視カメラ(無線式)



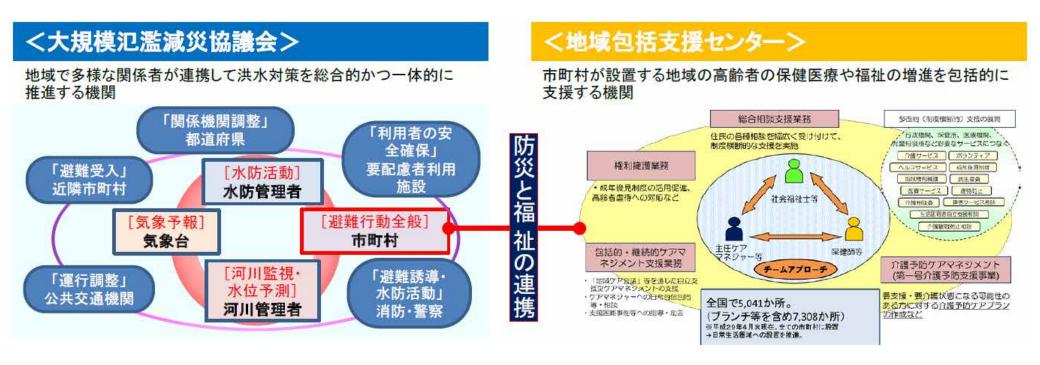
設置が容易で低コストな河川監視カメラを開発中。スマートフォン等で水位情報とともに、カメラ情報をリアルタイムで提供。

<直轄河川設置予定> 三重河川国道事務所管内

三重河川国道事務所管内 : 約30箇所設置予定

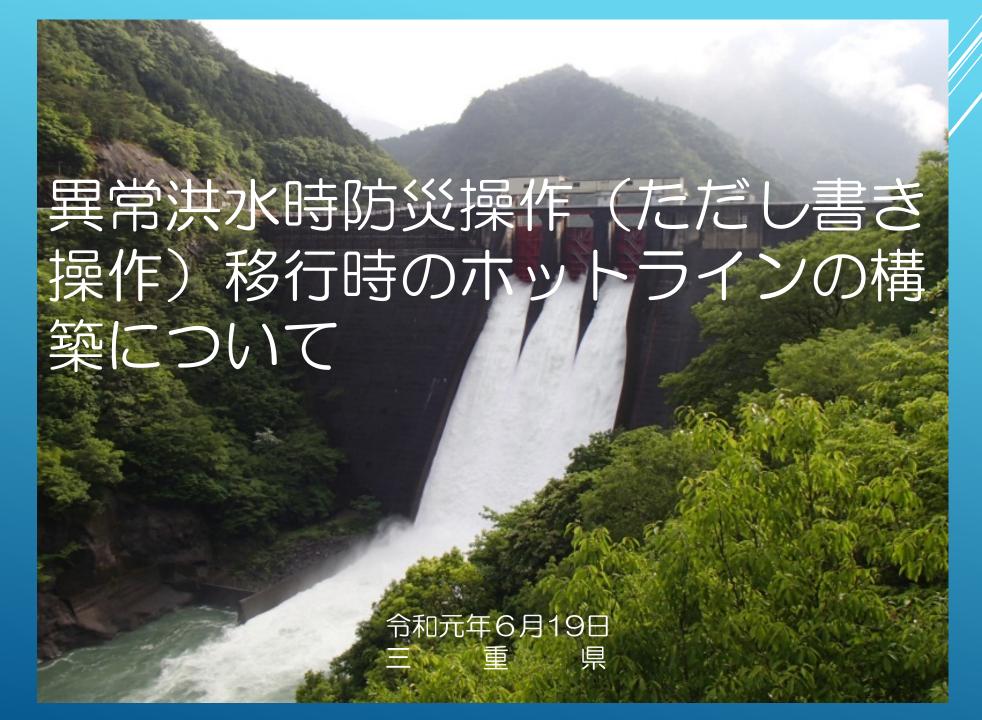


- 防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の 避難行動の理解促進に向けた取組を実施。
- 地域包括支援センターへのハザードマップ等の周知、ケアマネージャの研修や地域包括支援センターの 住民向け講座等の機会を活用し、防災に関する説明を実施。



## <取組内容>

- ◆ 地域包括支援センターへのハザードマップの掲示
- ◆ 地域包括支援センターへの避難訓練のお知らせ等防災関連パンフ等の設置
- ◆ ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修等の場を活用し、ハザードマップ等の説明を実施



- ◆平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な豪雨となり、各地で甚大な被害が発生
- ◆平成30年12月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪 水調節機能と情報の充実に向けて」(提言)が出された。
- ◆市町村長による避難勧告等の適切な発令の促進
  - ●大規模氾濫減災協議会へのダム管理者の参画
  - ●避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化 等

# 避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化策

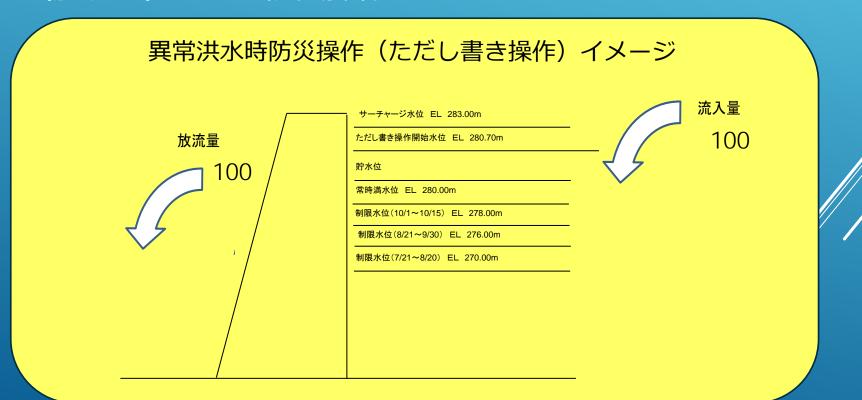


県管理のダム管理者とダム下流域市町長とホットラインを新たに構築

- ◆県土整備部長から流域市町長へのホットライン
  - ●異常洪水時防災操作への移行が見込まれる1時間前
- ◆ダム管理室長から流域市町防災担当部課長へのホットライン
  - ●異常洪水時防災操作への移行が見込まれる3時間前
  - ●異常洪水時防災操作への移行が見込まれる1時間前
  - ●異常洪水時防災操作への移行時

# (参考) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作) とは

甚大かつ長時間にわたる豪雨等により、ダムの洪水調節容量を使い切る見込みとなった場合にダムへの流入量と同程度のダム流下量(放流量)とする防災操作



● これまでの取組及び緊急行動計画の改定を受けた取組について、取組進捗状況及び課題について共有する幹事会を出 水期明け11月をメドに開催予定。

						H31	年度						R2:	年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
鈴鹿川外		5/20 幹	6/3 協											幹
雲出川外		5/10 幹 5/31 協						幹事						幹 事 会
櫛田川外		5/10 幹 5/31 協						事 会						協議
宮川外			6/6 幹 6/19 協											会 15



直轄	三重県								各関係機関	の取組内容						
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)	ニュハ 宮川圏域県管理河川における取組(H30)	.5.)						In Dr. In Land W. Co.								
事項 内容	内容	記載	三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合 事務所	南勢志摩地域 活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向		⊠ni														
りの取り組み (1)平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																
①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図 の策定・公表〈国〉	【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】 ・浸水想定区域図を作成・公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 ・浸水想定区域図の作成意図やその内容や活用方法について市町に理解してもらい、資料を提供する。  <県>	1) 6	H29.6.2に公表済み	共有を図る(H28年度~) ・H30年度までに県内の			【作成済み河川】 ・水位周知河川 宮川、大内山川、五十 参川、外城田川、大堀川 ・水位周囲河川以外 参田川、格尻川、五十 参川派川、松下川、計谷 川、横輪川、一之瀬川、 村谷川、有田川 ・水位周知河川以外について今後実施予定(令和 元年度は河内川、村山川、小方川、奥川、伊勢 図川、五方所川、泉川、		・防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域 図の展示を行う。		_	・浸水想定区域図作成業 務を発注。業務履行中。 ・浸水想定区域図を作成 し、令和元年に公表す る。				
	【内水浸水想定区域図の作成】 ・内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水 害による被害の軽減を図る。 〈伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町〉	1) 7 今の組	1.で歌				江川を実施予定)			・下水道区域については 上下水道部で作成し完成。 ・下水道区域外について は都市整備部で作成し完成。 ・H31年度に周知用の印刷物を作成する。	_	- ・基礎調査を行いハザードマップを作成する。		・ハザードマップを更新す る	・農業用水路、下水道、 側溝など関係機関と想定 区域について協議してい く。	
	【浸水実績等の周知】 ・地域住民が水害のリスクを意識し、避難等を的に行えるように支援する。 〈県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・紀町〉		たで敬敬			・要請に応じて協力する	・水害危険箇所の情報を 市町と共有する。 ・引き続き実施			<ul><li>現在は過去の冠水箇所を活用している。</li><li>・今後、周知を図っていく。</li></ul>	_	・被害調査に基づく浸水 状況マップをホームペー ジに掲載済み ・総合防災マップの作 成、各戸配布予定		・ハザードマップの配布 ・ホームページへの掲載 ・内容を更新して継続する	・土砂災害被害とともに、 浸水等の水害についても 周知する。	
②想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション の公表 <国>		こまの組一今の組	・ 鈴鹿川、内部川について ではH29年度公表 取・その他河川については H30年度公表	-公表内容について情報 共有を図る(H28年度~)												
③想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図 を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	定区域図 【洪水ハザードマップの作成・配布】 ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害に よる被害の軽減を図る。 〈伊勢市・多気町・玉城町・庚会町・大紀町〉	たで、自治体への助言を行 す。	・自治体への助言を行う。					・防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域 図の展示を行う。	_	_	_	-浸水実績等の住民への 周知		-		
【水防法第十五条第三項】《市町》			·	・引き続き実施						・三重県の管理する区間、河川の浸水想定区域図が公表された後に、洪水ハザードマップを更新する。	・県管理区間について は、浸水想定区域策定8 に検討する。	・地域防災計画の改訂に : 併せ総合防災マップの作成、各戸配布予定		「例及マランの下版	・三重県の管理する区間、河川の浸水想定区域図が公表された後に、ハザードマップを作成する。(宮川)	
④首長も参加したロールブレイング等の実践的な 洪水に関する遅難訓練を実施<市町>			たで 取							・年に2回の図上訓練を 実施し、その内1回は一般職員から市長までが参加対象とする。						
⑤日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難 を実現するため、まることまちごとハザードマップを 整備〈市町〉		ごまの組 今の8	n ・中部地整にて手引きを 公表 ・自治体への助言を行う ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							<ul><li>取り組みを検討する。</li></ul>	・マップの作製について検討する					

	取組方	<del>- \$+</del>		1													
	直轄	三重県								各関係機関	の取組内容						
宮	川水系の減災に係る取組(H28.10.17)	宮川圏域県管理河川における取組(H30	.5.)	三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合	南勢志摩地域	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
項目事項	内容	内容	記載					53322273337	事務所	活性化局	0 33.12			71,51		7.42.7	11.10 23.1
	⑥小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から 身を守る力を育むための防災教育を実施する。	- Table 1	・出前講座を積極的に実 ・助災講演会、治水施設 の現地見学会を開催予 定 ・学校の授業に活用可能 な数材を作成	・要請があれば、出前講 座等を実施する		・要請があれば、出前講座等を実施する	・要請があれば、出前講座等を実施する		・防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域 図の展示を行う。	・「防災ノート」を活用した 防災教育に取り組むとと むに、避難訓練を実施す る。 (小、中学校を対象に毎 年実施) ・また、国土交通省、気象 台、京都大学と連携し防 災教育を実施。	_	・「防災ノート」を活用した 防災教育に取り組む。		・防災ノート、ハザード マップ等を活用した防災 投棄の実施。 ・避難訓練等の実施。	・防災ノートの活用を引き 続き実施してもらう。防災 備蓄品を配布し、防災に ついての意識を高めても らう。	災授業の実施。
	校における水災害教育を実施<国・県・市町>	《·《·伊勢市·多敦町·大台町·玉城町·度会町·大 紀町·南伊勢町>	4	後 ・小学校と連携しながら 取 作成した副読本を用いて 試行授業を実施。	・引き続き実施		・引き続き実施	·引き続き実施			•引き続き実施	・町内小中学校の総合学 習事業の中で、水災害教 育に取り組んでいく	・引き続き実施		・引き続き実施		・引き続き実施
	⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓・要配練を促進<国・県・市町> 避難れ 避難難	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画 の作成及び避難訓練の実施】 ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な 遊難行動をよれるように避難確保計画の作成及び	4	・H29年度津市をモデル 地区として講習会を開催 ・それをもとに本省して講 報 会の連営マニュアルを 作成 ・ <u>超韓訓練の実施を支援</u>	・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	・要配慮者利用」施設の 管理者向け説明会の講 話実施 H29.2.15 津会場、 H29.2.16 四日市会場	-	- 避難確保計画の作成及 び訓練の実施状況を確 認する			・要配慮者利用施設管理 者に避難確保計画の作 成及び避難訓練を実施 するよう指導する。				- 要配慮者利用施設管理 者への計画、訓練への参 画。	・要配慮者利用施設管理 者に、引き続き避難計画 の作成を依頼する。 ・訓練を積極的に実施す るよう依頼していく。	
		が成り刻をいったのが、 が設定しています。 が設定しています。 が設定しています。 が表示しています。 が表示しています。 が表示しています。 を表面としています。 のでは、 のでは	4	・講習会運営マニュアル や避難訓練実施状況を 取 共有し、取組の促進を図 る。	・引き続き実施		・避難確保計画の作成及 び訓練の実施状況を確 認する	· 引き続き実施			·引き続き実施				•引き続き実施	•引き続き実施	・要配慮者利用施設管理 者に避難確保計画の作 成及び避難訓練を実施 するよう指導する。
	③防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意	【住民の防災意識の向上】 住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る 力を育むため茂烈議を実施したり、災害・防災講		・マスコミとの意見交換会 た 関係性するなど、密接な 関係は力を得る ・出前講座を積極的仁実 施する	・県政だよりに風水害に 関する記事を掲載する		_	・要譲に応じて講習会等を開催する		防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域 図の展示や出前調を選挙の 調前上のための啓発を 行う。	・地域の防災勉強会や防災制強を実施する(地域 の要望に応じて随時実施) ・また出水期に合わせ6 月の広報で、水害に関す る内容を掲載し意識の高 揚を図る。	・町広報等で水害に関す る情報を住民に発信して いく	・学校区単位の防災訓練、防災講話等実施する にとにより場やかな防災意識の浸透を図る。	・防災調演会 自主防災 組織での勉強会、訓練等 を実施	·総合防災訓練·防災講 演会 ·自主防災研修会	・各地区での防災訓練の ・機器品を何ず。 ・機器品を有効活用して いただく。	・防災教室の実施。(地震・津波がメイン) ・防災ひとくちメモ、放送。
	⑧防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<国・県・市町>	審等をおこなう。 会集・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大 紀町・南伊勢町>	17 11	後取・引き続き実施	・引き続き実施		・要請に応じて講習会等を開催する	·引き続き実施		·引き続き実施	- 引き続き実施	·引き続き実施	•引き続き実施	·引き続き実施	·引き続き実施	•引き続き実施	- 引き続き実施
		【水害危険性の情報共有】 ・市町が洪水被害等の危険性を意識している河川	「水害危険性の情報共有]				-	・水害危険箇所の情報を市町と共有する。			・自宅のリスクと避難行動について地域でワークショップ形式の勉強会を開催する。		・総合防災マップにおいて、水害危険性の周知を 行う ・被害調査に基づく浸水 状況マップをホームページに掲載済み	・危険箇所の把握・周知	・ハザードマップおよび ホームページで周知	・河床が高くなっている河川については洪水になる 危険性が高いので、数理 箇所を確認し、整理して いく。	
		する。 <県・伊勢市・大台町・玉城町・度会町・大紀町>	名の教	後取			・水害危険性(浸水状況 等)を確認する	·引き続き実施			•引き続き実施		·引き続き実施	・引き続き実施	・内容を更新し、引き続き 実施	·引き続き実施	

	取組力									各関係機関	の取組内容						
直轄		三重県							1		T	I		<u> </u>	1		1
宮川水系の減災に係る取組(	(H28.10.17)	宮川圏域県管理河川における取組(H30	_	三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合 事務所	南勢志摩地域 活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
事項 内容		内容	記載						7-22171	71 (I I I I I I I							
げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な過																	
(1)情報伝達、避難計画等に関する	5事項																
		【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・避難勧告等の適切な発令をはじめ、関係機関が 適時的確な防災行動を判断・実施し、台風等に伴う 決水による被害を最小化する水害対応タイムライン を作成する。 〈県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町〉	こまの 板 2	・策定済み(伊勢市、玉 れ 城町) ・実運用し適宜見直し作 業を実施する(引き続き 実施)	_	・策定作業に関して、気 象台の発表する気象・防 災情報等について作成 協力を行う。	_	・水位周知河川を対象 に、県と市町の連携によ り河川及び市町別に水吉 対応タイムラインを作成 する。	・地方部タイムライン(試 行版)策定(予定)、試行 版の試行連用(予定)	・地方部タイムライン連用(予定)	_	_	_	_	・県と連携し、タイムラインを策定した。	_	
①避難勧告の発令等に着目 <国・気象台・県・市町>		【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 洪水時に民民が迅速な避難行動をとれるよう、選 難動告等の発令につながる危険水位等の情報を 県と市町が共有する。 〈県、伊勢市・多気町・大台町・五城町・度会町・大 祀町〉 ・洪水時に市町長が行う避難勧告等の発令の判断 を支援するホットラインを運用する。 〈県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町〉	1	後 取 -引き続き実施	・県管理の水位周知河川 を対象に、県上市町の連 携により河川及び市町別 にタイムラインを作成す る。		_	・水害対応タイムライン及 びホットラインを適用す る。			・内閣府ガイドライン更 新、三重県12公表などに より更新する。 ・河川管理者からの情報 を関係部署と共有する。 ・ホットラインを活用する。	<ul><li>検討を進める</li></ul>	・避難情報等の適切な発令に資するべ、洪氷にも 対応したタイムラインを作 放する。 ・国管理河川のみならず 町の中小河川につい ても危険水位を設定し、 情報の共有を図る	自の水位確認箇所の直	等の他、気象情報によ	・河川管理者からの情報を、速やかに現地対策班や庁内関係機関と共有する体制をつくる。	
②タイムラインを踏まえた水製作成 ナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	害対応チェックリストの		こまのの報	れ で 取 ・自治体への助言を行う							・WBS(ワークブレイクダ ウンストラクチャー) 形式 で各所属が実施すべき 対応を地域防災計画と連 動させ整理している。	_	_				
<国・市町>			今の報	後取・引き続き実施							・引き続き実施	・検討を進める	・検討を進める。				
④H28年度中に公表予定の想域を踏まえた避難勧告等の多	想定最大浸水想定区 発会其進の日本ニンナ		こまの組	れ で 取							・整理が済んでいる	_	・整理済み				
以と聞かん// 短葉前 ロサザケ 町 >	元で卒年の元直して旧		今の組	後取							_	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。				
⑤避難勧告・指示の発令対象 検討 〈国・市町〉	象エリアと発令順序の		こまの組	1							・整理が済んでいる	_	_				
✓ 🖼 . Ilimi 🔨			今の報	後 取・引き続き実施							_	・随時検討する	・ガイドラインを参考に変 更				
⑥水害時に着目した指定避難		【隣接市町による避難場所の設定】 ・各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難経路を検討し、当該市町内の連続を開発していまったとにおいては、隣接市町	二 言 の 相	れ で 取							・家屋倒壊等氾濫想定区域に多くの住家が含まれる宮川左岸の避難場所について広域避難の検討を行う。	・平成27年度に見直し済み。	-	・町内の地域間で避難所 を確保している	・各避難所は浸水区域に 該当していないた、現在 見直す必要はないと考え ている。	・近隣市町と利用できる 避難所の調整等を行う。 ・近隣市町や消防・警察 等と情報伝達訓練などを 実施する。	- 一次避難場所 (地震・津波が ・災害協定を締 町あり。
<市町>		等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 <伊勢市・多気町・大台町・度会町> 実施済み<大紀町・南伊勢町>	・ 今 の 組	後取							-引き続き実施		・検討を進める。		・近隣市町と利用できる 避難所の調整等を実施し ていく。		
⑦情報伝達の相手先・手段・ めの洪水対応演習の実施<	内窓等を確認するた	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練 を実施する。 〈伊勢下・多気町・大台町・度会町・大紀町・南伊 勢町〉	こ ま の 組 2) 17 —	れで ・毎年、出水期前までに 取実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する					・出水期前までに情報伝達先等を確認する。	・出水期前までに、情報伝達先等を確認する。	・出水期前までに、情報伝達先等を確認する。		-総合防災訓練を実施		
>		・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時をそうていした洪水対応演習を実施する。 〈県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町〉		後 取 ・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施					・引き続き実施	·引き続き実施	·引き続き実施		・引き続き実施		
		【水門開閉訓練の実施】 ・水門の開閉操作方法や開閉時の周知について、 関係職員間と情報共有を図るため水門開閉訓練等 妄薬施する。	こまの 組 2) 18	れ. で取				・五十鈴川中村堰で開閉 訓練を実施する。			- 水門の開閉点検実施時 に指導を行っている。 (操作人交代時に随時実施)						・樋門の定期点 施。
		く果・伊勢市·南伊勢町>	今の組	後取				・県管理水門等で開閉訓練を実施する。			・引き続き実施						・引き続き実施

		<b>1</b> 針		1													
	直轄	三重県	=							各関係機関	の取組内容						
	宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)	宮川圏域県管理河川における取組(H30.5.	.)							+ ** + # 14 Le							
項目	事項 内容	内容	記載	三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合 事務所	南勢志摩地域 活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
	③三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る<国・県・市町>		これ まで 取 組	・すでに対応済み、情報 で発信内容の充実を図る ・道路情報共有等で連携 を図る。	<ul><li>すでに対応済み</li><li>引き続き実施</li></ul>						<ul><li>情報共有を図る。</li><li>・引き続き実施</li></ul>	<ul><li>・すでに対応済み</li><li>・引き続き実施</li></ul>	<ul><li>情報共有を図る</li><li>・引き続き実施</li></ul>				
	⑩報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信 〈国・県・市町〉		48	・マスコミとの意見交換会 を開催することで当方か らの情報、専門用語等を が理解を深め、水防時に迅速かつ的確な情報発信 を促進する	・災害情報共有システム (Lアラート)により情報発信を行う						<ul><li>・Lアラート、L字放送を用いて情報発信を行う。</li><li>・引き続き実施</li></ul>	・・引き続き実施	*Lアラート等を活用し、情報を発信する。  *引き続き実施				
	(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																
	①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信 <国・県・市町>			・スマートフォン等を活用 した情報発信を平成30年 度より開始	・国からの情報発信を ホームページで共有する (H28年度~)						・防災行政無線の情報を メール、FAX、電話応答 サービスで周知してい る。緊急情報については 併せて緊急速報メールを 配信している。		・防災行政無線やLア ラート等を活用し、情報を 発信する				
	級の提供やブッシュ型情報の発信 <国・県・市町>		今旬の利	g ・ブッシュ型配信につい な て、出水期を水に周知を 図る	・引き続き実施						・引き続き実施	・引き続き実施	·引き続き実施				
	・テレビのデータ放送 報・雨量情報の提供対 などに役立ててもらう。 〈伊勢市・多気町・度	【水位、雨量情報のさらなる周知】 ・テレビのデータ放送や1防災みえ。jp.jによる水位情報・雨量情報の提供状況を広周知し、住民の避難などに役立。全年ででもらう。 く程数市、全等町・1余金町・大杉町〜	これ まで の 組 ) 12 —	し で 放			・HPでの周知を検討	・水位、雨量情報の発信について、市町へ周知する。			・広報誌、ホームページ 等での周知を実施する。 (平成30年度)	ラート等を活用し、情報を 発信する	・町HP上からも水位情報 を確認できるよう、リンク の設定等行うことにより、 情報の収集を容易にし、 現立な避難行動等に繋 げる。		・ホームページで雨量情報を提供	・町ホームページで雨量 情報を提供している旨、 住民に周知していく。	
		などに役立ててもらう。	今後の現	<b>克</b>			・HPでの周知を検討	・引き続き実施			•引き続き実施	·引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・新たな情報伝達手段を 検討する	・引き続き実施	
	②円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政		これで耳	L C D							・同報系のデジタル化は 既に完了している。	・防災行政無線の戸別受 信機設置を推進する	・平成31年度から防災行 政無線の更新		・子局の移設、機器の取り付け位置の変更等により、浸水をすることのないよう対応した。		
	無線の補強などの施設(ハード)整備〈市町〉		今旬の相	<b>参</b>							-	·引き続き実施	・引き続き実施 (R元~R3予定)		/デジタル化とともに補 強を予定		✓経年劣化により平成31 年度から防災行政無線 の更新を予定
			これ までの 組	i c		(平成29年度) - 7月から実施ずみ - 7月から実施ずみ - 最新の水害資料による 大雨(浸水市)、洪水管 報の妥当性の確認及び 必妥な見世に作業を実施 ・ 基準値を変更する該当 市町に説明											
		【節災象を情報の改善】・ ・大雨浸水雪。、洗水警報の改善を図り、災害との 相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として 表示させることにより、危険な地域をわかりやすぐす ることで、住民に今後の危険度の高まりを把握でき るようにする 〈気象台〉	) 14 今6 の別 組	£		(平成31年度) (平成31年度) (中成31年度) (中成31年度) (中成31年度) (中域31年度) (											

	取組方	針								夕 即 亿 烨 即	の取組内容						
	直轄	三重県			1	I	I	ı		计例示例法	の収証内台	I	<u> </u>	<u> </u>			
-	宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)	宮川圏域県管理河川における取組(H30		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合 事務所	南勢志摩地域 活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
項目 3	内容   内容     内容	内容	記載						713111	70 (1 10%)							
の取り	温による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活 組み 1)水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事																
ij																	
			こまの	れ で D取							・出水期前に実施する。	<ul><li>毎年、出水期前に実施する。</li></ul>	・毎年、出水期前に実施する。				
	①消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練 <市町>		相														
			9	後取							・引き続き実施	<ul><li>引き続き実施</li></ul>	•引き続き実施				
			和														
			: :	れたで・水防管理団体が行う水	<ul><li>水防管理団体が行う水</li></ul>						<ul><li>毎年出水期前に水防訓</li></ul>	_	_	・訓練の実施	•総合防災訓練	_	<ul><li>消防団の訓練にて水防</li></ul>
		【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練	和	・水防管理団体が行う水 防訓練への参加	防訓練への参加						練を実施している。	_	_	・訓練の失施	*総合防火訓練	_	訓練を実施。
	②関係機関が連携した実働水防訓練 【水防法第三十二条の二】<国・県・市町>	を実施する。 〈伊勢市・多気町・大台町・度会町・大紀町・南伊 勢町〉	2) 17														
		5)™] /	今の規	後 取・引き続き実施	・引き続き実施						・引き続き実施	・町総合防災訓練の中で の訓練の実施を検討す る。	・訓練の実施を検討する	・引き続き実施	・引き続き実施	・地区防災訓練の中での 訓練の実施を検討する。	・引き続き実施
			こまの	れ ・水防団との意見交換会 取 を実施する							<ul><li>・消防団分団長会議で情報共有を行う。</li></ul>	<ul><li>消防団幹部会で情報共有を図る。</li></ul>	<ul><li>消防団幹部会で情報共有を図る。</li></ul>				
	③迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者 と消防団の意見交換<国·市町>		和	1													
			が	後 取 ・引き続き実施 1							・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施				
				h							<ul><li>消防団出動準備情報を 発信するため、消防団員</li></ul>		・大規模災害に発展する 恐れのある場合について			・台風時等に消防団に協	
	អ ៤	【水防団間での連携、協力に関する検討】	ま の 経	で D取 I							のメールアドレスを取りま とめる。		は、早期に水防団を結成 し、効率的な水防活動を 展開する	<ul><li>・地域間での訓練の実施</li></ul>	・広域避難訓練の実施	・台風時等に消防団に協 力依頼がスムーズにでき る体制づくりをしていく。	・幹部会議、分団会議等 普段からの報・連・相。
		・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、関係者の協力内容等について検討・調整をする。	2) 19														
		<伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	<b>\$</b>	·後 取							・今後も消防団に協力を		・市町を越えた連携につ いては今後検討する	•引き続き実施	…引き続き実施	•引き続き実施	・引き続き実施
			組								お願いしていく。		いてはず後快討する				
		(重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の 値記) 同間条名と重要水防管所や危険箇所の情報共有を 図る。 ・水防資材の備蓄情報の共有を図る。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・大紀町>	勝区域の点検・見直し及び水防資機材の と重要水防箇所や危険箇所の情報共有を 2) 15 対の備蓄情報の共有を図る。 勢市・多気町・大台町・玉城町・大紀町>	れ ・共同点検を毎年実施す 取 る【出水期前を目処に】	・河川管理者が実施する 共同点検に参加する	<ul><li>河川管理者が実施する 共同点検に参加する</li></ul>	・点検実施 (年1回:H30.5~6)	・市町と重要水防箇所や 危険箇所の情報共有を 図る			・毎年水防倉庫点検を実施し、必要資機材の確認 を行っている	・国が実施する合同巡視 の際に関係機関とともに 占給を行う	・河川管理者が実施する 共同点検に参加する	・各地区の自主防災組織 との連携により実施	<ul><li>各地区自主防災組織と 消防団との連携により実 施</li></ul>		
	④重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同							<u>ක</u> ර.			211 2 ( 1.00	m1x2117			NE o		
	W (VC (1) V (I) -1)																
				後 取・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施			・引き続き実施	- 引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施		
			今の相														
											・広報誌、ポスターの掲						・ポスターの掲示。
		【水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取	まの報	れ ・水防技術研修テキスト で を活用した講習会等を開 催							(毎十1四四杯助し券	<ul><li>消防団訓練で水防訓練 を実施する。</li></ul>	・消防団訓練で水防訓練 を実施する。	・広報誌等による周知	・団員確保の広報	・引き続き消防団員確保に係る広報を行っていく。	・標語マクネットの掲示 (防災課車両)。 ・消防団員からの声掛
	⑤大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験 者が減少するなか消防団員に対しての教育(水防 エキの圧率、中全教育なりた実体と同じませて、	<ul><li>組)】</li><li>・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討</li></ul>									集。随時募集している。)						lt.
	工法のは外、女主教育など/を大肥へ国・川町/	し実施する。 <伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	2) 10														
			今の	後 取 ・引き続き実施							・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	引き続き実施	•引き続き実施	・引き続き実施
								・H30年度に危機管理型 水位計を17河川18箇所									
				(危機管理型水位計) ・【H27年度末時点】で鈴 れ 鹿川1箇所、櫛田川1箇	(厄俄官理至小世間)			において設置(宮川、江 川、外城田川、汁谷川、 勢田川、五十鈴川派川、				・必要に応じて、量水標					
			まの報	で 所、宮川1箇所 【H30年 度末時点】宮川9箇所に	第四刑を持ちたので記憶		_	朝熊川、藤川、大内山 川、三ケ野川、梅ケ谷 川、奥川、古和川、村山			_	の設置を国・県へ要望する。	・外城田川他3河川に量 水標7箇所設置済み	・町独自の水位確認箇所 設置	・町独自の雨量計の設 置。(H31年度中)		
				設置済み				川、一之瀬川、五ケ所 川、神津佐川)									
	⑥消防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易 水位計や量水表等の設置<国・市町>	【危機管理型水位計及び量水標等の設置】 ・水防団等が現地の出水状況を把握できるように 危機管理型水位計や量水標等を設置する。	1) 13					・量水標を1箇所設置									
	小位計 や重小衣寺の改画へ画・川町/	<県・伊勢市・多気町・大台町・度会町・大紀町・玉 城町・南伊勢町>		( Ag. 140 Art				・R1年度に危機管理型 水位計を15河川16箇所 において設置予定(宮									
			4	(危機管理型水位計) ・平成30年度に危険箇所 に危機管理型水位計を	<ul><li>・令和元年度に県内で危</li></ul>		・危機管理型水位計の設 需第所を検討	川、相合川、朝川、雨淵			・H30年度に矢田川、一 宇田川、桧尻川、桧尻川 支川、豊川において危機	• 리古結寺宇地	・R元年度 水位計2ヵ所		<ul><li>・町独自で雨量計、水位確認箇所設置について、</li></ul>		
			報	「順次設置する今後維持管理を行いながら、必要に応じて増設	機管理型水位計を61基		置箇所を検討	藤川、立木川、暦子川、 大内山川、小方川、河内 川、大江川、中の谷川、 泉川)			支川、豊川において危機 管理型水位計を設置。R1 年度も設置予定。	川で帆で大肥	增設增設予定		確認国所設置について、 引き続き実施		
								<ul><li>量水標の設置に向け市</li></ul>									
				No de vision .				町と連携を図る。			・防災行政無線の情報を						
			こまの	れた ・緊急速報メールを活用 した洪水情報のブッシュ 型配信を平成30年5月よ	・国からの情報発信を ホームページで共有する						メール、FAX、電話応答 サービスで周知してい る。緊急情報については 併せて緊急連報メールを 配信している。	・緊急速報メールやLア ラート等を活用し、情報を 発信する	・緊急速報メールやLア ラート等を活用し、情報を 発信する				
	⑨住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援 するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情			70074							併せて緊急速報メールを 配信している。	자 ID 가 '정	ル <b>ロ</b> サで				
	報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市町>		4	・プッシュ型配信につい 取 て、出水期をメドに周知を 1 図る	・引き続き実施						・引き続き実施	<ul><li>引き続き実施</li></ul>	・引き続き実施				
			和 和	図る	. コモルモスル						カモがら大郎	力でがご大肥	カモがご大郎				
1		1			1						1	1	I				

										各関係機関	関の取組内容						
	宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)	宮川圏域県管理河川における取組(H30	0.5.)						松阪地域防災総合	南勢志摩地域							
項目	事項 内容	内容	記載	三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	事務所	活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
	(2)市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に 関する事項																
	①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・ 指定を促進〈国・市町〉		こまの組	1							・大規模事業所に結成を促す。・消防団の随時募集。		_				
			初	後 取・引き続き実施							引き続き実施。						
	②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援 するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情 報の提供やブジシュ型情報の発信(国 県・市町)		こまの組	・緊急速報メールを活用 した洪水情報のブッシュ 型配信を平成30年5月より開始	・国からの情報発信を ホームページで共有する (H28年度~)						・防災行政無線の情報を メール、FAX、電話応答 サービスで周知してい る。緊急情報については 併せて緊急速報メールを 配信している。		_				
	報の症状でノランエ至情報の元语へ固・朱・川町ノ		今の相	後 ・プッシュ型配信につい て、出水期をメドに周知を 図る	·引き続き実施						・引き続き実施		-				
	③災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説	b 期へ回・中間/ Iに因りる情報を共有し、甘肥故旨任任寺に対りる		れ で 関係市町と調整し説明 会を開催する。							・災害対策本部は浸水想 定区域外の防災センター に設置する。		-	・防災行政無線、消防 団、広域消防、警察との 連携			- 防災行政無線、消防 団、広域消防及び警察と の連携
	明と水害対策等の啓発活動<国・市町>	に関する情報を共有し、各施設管連者等に対する 法水時の情報伝達体制・方法について検討する。 〈伊勢市・大紀町・南伊勢町〉		後 取・引き続き実施							・引き続き実施		_	·引き続き実施			・引き続き実施
	(3)一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能と するための排水活動に関する事項																
	①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の 出有・維水手注塞の給計を行い、大規模水害を初		こまの組	れ で 取 <u></u>	・作成された排水計画に ついて情報共有を図る (H28年度~)						・作成された排水計画に ついて、情報共有を図 る。		_				
	①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の 共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想 定した排水計画を作成く国・県・市町>		今の組	後 ・排水ポンプ車を考慮し 取 た排水計画(案)を検討・ 作成する。	- 引き続き実施						・引き続き実施		-				
	②排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市 町>		こまの組	・災害発生時の緊急連絡 れ制は整備済み ・水防管理団体の要望に あわせて水防訓練の中 でまた。 取で排水訓練を海供店す場。 ボンプ車等の操作訓練を 実施する。	・河川管理者が実施する						・水防訓練時に国土交通 省へ排水ポンプ車の派 遠を要請し、展示説明等 を実施していただく。 ・河川管理者が実施する 訓練に積極的に参加す る。		-				
			今の相	後取・引き続き実施	・引き続き実施						・引き続き実施		_				
	③但此法律阵办共亡/建起广体 使用于决 提出		こま	れ で ・年1回、実施する(引き 競き実施)							・職員を対象とした図上訓練を実施する。		_				
	③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施〈国・市町〉		組合の	後取・引き続き実施							・引き続き実施		_				
	Christian than Table 1. 1 to the control of the con	【市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のため の対策の充実】 ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等	こまの組	h	・施設の耐水対策等の検 討を行う(H28年度~)						・本庁舎の発電機は高床 式で整備済み。災害対策 本部を設する防災セン ターは浸水想定区域外。		_	・各施設での設備強化			
		の対策の充実] ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等 の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常 用電震等の必要な対策については各施設管理者 において順次実施する。 〈伊勢市・大紀町〉	2) 21 一	後取	・引き続き実施						-		_	・引き続き実施			
	⑤水害BCP(事業継続計画)を作成<国·市町>		こまの組		・三重県BCPを策定済み						・伊勢市BCPを作成し、 BCMで進捗状況の管理 を行っている。		_				
			今の組	後取・検討する	_						・引き続き実施		-				

	取組フ	5針								わ BB は W BI	10年41七亩						
	直轄	三重県								<b>谷</b> 関係機関	目の取組内容						
	宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)	宮川圏域県管理河川における取組(H30.	.5.)	三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合	南勢志摩地域	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
項目	事項 内容	内容	記載	— 主州川昌起事初川	一手示	年 2 月 3 月 3 日	14000年00年1月1月	17 为注以平切171	事務所	活性化局	17-95111	2 X(m)	_E-9%.w]	入师山川	及云叫	X D # J	H17:55#1
	(4)ダムの危機管理型の運用方法の高度化																
	①下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合 における操作方法等、危機管理型の運用く国・県		こまのの組		・君ヶ野ダム(雲出川)、 宮川ダム(宮川)におい て、一定条件以上の降雨 が予想される場合、事前 放流により制限水位以下 の水位まで下げることが できるよう、宇前放流実 施要領」を定めている												
			今 の 組	後収	·引き続き実施												
4)河川	川管理者が実施するハード対策																
	①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削な どの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端 舗装などの危機管理型ルート対策の実施	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(計画的な河川改修)】 ・整備計画の目標に対して流下能力が不足している箇所を解消するため計画的な河川改修を行う。 〈県〉 【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂・横去)】 ・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木により、流 下能力が低下している箇所を解消するため埋積土	こま ま の 組 3) 22	・危機管理型ハード対策 を今後5年間で整備する は、引き続乗業的 で 裏出川: 防災関係施設 取の整備は河川整備計画 に基づ検討する。(引き 続き実施)	-		する。撤去箇所については、県と町で優先度を協	・五十鈴川、桧原川、大 内山川にて河川登備計 画に基づいた河川改修を 実施する。 ・堆積土砂敷去、河川内 の樹木伐採等は、県と市 町で優先度を協議しなが ら選定し実施する。			・河川の定期的な浚渫を 行っている。また、ポンプ 場の定期的な点検を行っ ている。	・堆積土砂の撤去につい って、関係機関と協議する	・町管理区域について浚 深を行いながら県管理部 分の浚渫の調整をしてい く。	・堆積土砂撤去について は件と協議を行い実施す る	・関係機関と協議して実施	・撤去箇所について関係 機関と協議しながら、優 先箇所を選定していく。	・撤去箇所については、関係機関と協議し実施。
	調索などの危機管理型ハード対策の美胞 <国>		3) 23	www.・引き続き実施	(危機管理型ハード対策)・令和元年度に県内で危機管理型ハード対策を3河川実施する。		・引き続き実施	·引き続き実施			・引き続き実施	·引き続き実施	・引き続き実施	·引き続き実施	引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施